コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	関係法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0400010	資産流動化法に基づく証券化に関する行政財産の処分許可条件の緩和	地方自治法第238条の4	（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四　行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定すること　とができない。 2　行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一　当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。 二　普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合 三　普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合 四　行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。 五　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 六　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 3　前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。 4　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。 5～9（略）	現行法では、地方自治体が管理・所有する行政財産の譲渡は無効とされているが、行政財産という一律の枠で譲渡を無効とするのではなく、利用形態の状況に応じて譲渡が可能となるようにする。	PFI法をはじめとして、公共施設の民間活用等が進められているが、証券化による不動産の蓚生事業も積極的に展開させていきたいと考えている。しかしながら、現行法上では、行政財産の譲渡が一律に認められていない。 そこで、特定目的会社への地方自治体の出資を前提に当該行政財産の利用形態に応じて譲渡を可能にし、公有財産の有効活用と不動産金融市場の拡張を図る。	現行法上では、公有財産が「行政財産」と「普通財産」に区別され、前者は譲渡が無効とされている。 行政財産の中には、行政目的を実現させながら、証券化を通じて一定の収益を上げることが期待できる不動産もあるが、証券化を行うに際しては不動産を特定目的会社に譲渡することになるため、規定が障害となって実現できない、利用形態による規制の見直しを行うことで、証券化による蓚生が可能になり、官民双方にとって魅力あるスキームを構築することができる。	C	I	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な運用の観点と照らし合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところである。 よって、証券化を通じた収益の確保の観点からのみで行政財産を含めた財産全般について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすることは、公有財産保有の趣旨にそぐわないものであり、適当ではない。	地方公共団体が所有している土地や建物について、下記について対応可能か判断願いたい。 1．一部を行政財産として残し、残りの部分を普通財産として証券化すること。 2．全体を普通財産として証券化し、一部の区画を公共用のホール等に活用すること。 また、上記内容が実現できないのであれば、地方公共団体において、施設の有効利用の手段として、所有財産を証券化するという選択を可能とする事はできないか、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	資産流動化法に基づく証券化に関して、以下の要件のいずれかまたは全てを満たすものについて行政財産の譲渡を認めることにより、財産の有効活用による行政目的と民間収益の共存が実現し、自治体財政再建及び住民の福祉の向上につながると考える。 ①当該財産を所有する自治体が証券化の資金調達の際に一定額の優先出資を行う。 ②資産流動化計画に、特定資産について行う業務の種類として行政目的の業務を明示する。 ③「防災・安全等の観点から民間による利活用が不可能な財産」と「それ以外の財産」に区分し、後者について財産の譲渡を認める。	C	I	行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるものであることから、財産として一体的に管理する必要がある。よって公有財産の一部を行政財産とし、残りの部分を普通財産として証券化することは適当ではない。 なお、売却等により証券化した財産の一部を地方公共団体が利用することについては自治法上規制はない。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	証券化は、資産の所有者がビークルであるSPCに資産を売却した上で資産の使用と所有を分離することによって資金調達を行うスキームであり、地方公共団体が、特定の行政財産について、証券化した上で公用または公共用機能を維持したまま利活用したいと考えた場合、普通財産化した上でSPCに売却するという方法では自治法第238条第4項に抵触すると懸念される。 また、もし上記の方法が自治法上許されるならば、行政財産と普通財産との別は、その供用目的に関わらず資産運用の便宜を図るために長の任意で行ってよいものと解され、そもそも行政財産についてのみ処分に関して制限が加えられている理由が薄弱になると考えるが如何か。	C	I	地方公共団体の行政財産の証券化の可否については、これまでも回答してきたとおり、公有財産保有の趣旨にそぐわないものであり、適当ではない。	1023020	株式会社 都市経営戦略研究所	総務省
0400020	新潟市万代島地区における行政財産の貸与	地方自治法第238条の4	（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四　行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定すること　とができない。 2　行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一　当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。 二　普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合 三　普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合 四　行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。 五　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 六　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 3　前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。 4　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。 5～9（略）	現行法にて規定されている行政財産の貸与について、左記地区において中心市街地活性化の面から民間への貸付を可能にする。	万代島地区周辺にて県の管理する低利用地（朱鷺メッセ駐車場一部）の民間への貸付、及び新潟市魚市場移転後の跡地の民間への貸付を実行する。 具体的には、この地域に民間によるフィッシャーマンズワーフ（海産物直販所）、商業施設、小型船舶の発着場を新設し、将来的に、商業施設、及び新潟西港（旧新潟港）の由緒ある歴史を踏まえた地域の特性を活かした文化施設を集積させる事により、国内はもとより環日本海沿岸諸国に向けた新潟市、新潟市の観光業の中心とする。	提案理由： 万代島地区では、2003年に新潟県が主導となり県内初のコンベンション施設として朱鷺メッセが開業し、オープン当初はそれなりの動員があったが、現在、特に平日の動員は閑散としており、当地区が観光資源として十分に活かされておらず、中心市街地活性化の面からも早急な対策が必要である。 朱鷺メッセ周辺を観光エリアにすべく民間開発にて補うにも、新潟市魚市場（新潟市所有）、朱鷺メッセ駐車場（新潟県所有）一帯があり、また信濃川沿いにて万代地区の商業集積地との連携を探ろうにも小規模な工場が乱立しており、現時点以上の開発ができないのが現状である。 代替措置： 当提案実行後、増加するであろう朱鷺メッセ利用者のための駐車場台数を確保するために、現状、平場駐車場となっている箇所を自走式簡易立体駐車場にする。	D	－	今般の地方自治法の改正により、行政財産である土地については、当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合において、当該行政財産を管理する地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に対し、貸し付けを行うことが可能となったところである。 なお、施行日は公布の日（平成18年6月7日）から1年を超えない範囲で政令で定める日となっているところ。						D			1109090	株式会社 国際総合計画、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省

コード管理	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項番号管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0400030	行政財産の使用許可及び使用料に関する規制緩和	地方自治法第238条の4	（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四　行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定する　　とができない。 2　行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一　当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。 二　普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合 三　普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合 四　行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。 五　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 六　行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 3　前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。 4　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。 5～9　（略）	「行政財産への広告掲出」を、私法上の契約のみで実施できるようにする。	駅自由通路等の行政財産を活用しながら地域企業の情報発信の場を広く提供することにより、地域経済の活性化を図る。 具体的には、「行政財産への広告掲出」を私法上の契約のみで実施できるようにし、広く募集する中で（地域企業を中心に）公の場にふさわしい広告を選定しながら実施できるようにするものである。 現行法上では、「申請のあった者に対する許可処分」として実施することになるが、より広く公募することにより、公の場の掲出にふさわしい地域経済の活性化につながる企業情報を、広く収集・発信することが可能となる。	提案理由 地域経済の活性化を図るため、行政財産の有効活用を図れるようにする。 代替措置 審査機関を組織するとともに基準を設けて運用することにより、行政財産の適正な使用及び掲載する広告の適正さを確保することができる。契約にも、一方的に削除や訂正を求めることができるなどを明記することなどにより、適切に運用できるよう万全を期す。	D	－	ご要望については、複数の申請者から申請を行わせ、これについて目的外使用許可を行うこととするといった弾力的な運用により、現行制度で対応可能であると考える。	広告物の掲載について、広く公募をし、かつ目的外使用許可を得ることで対応が可能という解釈でよいか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	行政財産の目的外使用については、その本来の用途・目的を妨げることのないよう制限が加えられているものである。壁面等を利用した広告掲出は、本来の機能を縮小するものではなく行政財産の用途・目的を妨げないことが明らかである。既存ストックを有効に活用しながら経済の活性化を図ることは現代社会の潮流に沿ったものであり、昭和30年代からの変わらぬ運用は、時代にそぐわなくなっている。なお、使用許可手続きでは公募の形が取れないこととなっているが、広く平等に運用するには公募の形をとることが好ましい。	D	－	行政財産への広告掲載については、目的外使用許可によるべきであるが、申請者を広く公募により募ることとする運用も可能である。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	本市では、民間事業者等の提案を広く受け入れながら市有資産の活用（広告媒体等）による地域経済の活性化等を実施したいと考えている。現行制度で対応可能とは、「企画提案を含む公募をし、その最良案を提案した者に使用許可の申請をさせるとともに、その企画提案による使用料を徴収することが可能である。」と解して良いか。 その場合、条例に具体的な額等は示さず、「広告媒体として使用する場合は、受益や需要の程度を勘案して市長が定める額」等、条例に市長への委任規定を設け、媒体ごとの額等企画提案内容を柔軟に反映できるようにすることが可能であると解して良いか。	D	－	行政財産の目的外使用許可については、申請者を公募により募集し、最も適した者を選定することとする運用も可能である。 なお、使用料については、額の決定を、市長に全面的に委任することは、できないものである。	1064010	熊谷市	総務省
0400040	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	地方自治法第238条の4第7項	（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四（略） 2～6（略） 7　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8・9（略）	指定管理者制度において、指定管理者が、公の施設における目的外使用許可の一部を代行できることとする。	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。これによって管理運営を一元化することができ、迅速な意思決定による住民サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。	公の施設の目的内の使用許可は指定管理者に代行させているが、災害等緊急の場合は公用又は公共用に供する必要を生じるものであり、市の指示により許可を取り消させるなど、指定管理者の管理監督者である市が最終的な権限を留保すべきものと考えており、協定においてこれらのことを規定している。指定管理者に目的外の使用許可を代行させたとしても、公用又は公共用に供する必要が生じたときは、同様に、協定に基づき市の指示により指定管理者に使用許可の取消しを行わせるものである。 本提案の趣旨は全ての目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なものを、その範囲と基準を明確に条例に規定した上で代行させることを予定している。現在、目的内外で、申請書の様式、受付システム、利用料金の収入先、意思決定ルート等、全てが複数パターンあり煩雑で高コストとなっている。住民サービスの向上とコスト削減のため、上記について検討されたい。	C	Ⅰ	行政財産の目的外使用許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法の規定は適用されず（自治法§238の4⑧）、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき等には、地方公共団体の長又は委員会はその許可を取り消すことができる（自治法§238の4⑨）こととされている。 行政財産の目的外使用許可処分については、こうした特別の法の措置が取られているところであり、その性格から、地方公共団体の長などに専属的に付与されたものと考える。地方公共団体以外の者が「公用又は公共用に供するための必要性」を判断し、許可処分を行うことはできないものである。 なお、条例に規定することで、施設本来の目的の範囲内で使用できることとすることにより、ご提案の内容は対応可能と考えられる。	貴省回答には「条例に規定することで、施設本来の目的の範囲内で使用できることとすることにより、ご提案の内容は対応可能」とあるが、この場合地方公共団体によって目的外使用許可を要する用途の範囲に差が生じる事が懸念される。この懸念に対する貴省の解釈も含め、再度条例による対応で本提案内容が実現可能か検討し、回答されたい。	「施設本来の目的の範囲内で使用できることとすることにより、提案の内容は対応可能」とのことであるが、公の施設において、自販機や売店等の設置以外で、空き会議室を一時的に利用するなど通常の利用と態様が異ならない利用の場合（例えば、勤労青少年ホームで臨時の老人会を開く、文化施設で展示即売会を行う等）については、施設の設置目的にかかわらず、通常の利用と態様が異ならないことをもって、対象者や目的を広く解し、目的の範囲内の利用として取扱うことが適当であるとの回答と解してよろしいか。補助金適正化法等との関係も含めて回答いただきたい。	D	Ⅰ	普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないこととされており、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いは可能であると考えられる。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	貴省の回答にあるように、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いは可能である。本提案では、利用の態様に着眼し、目的外使用許可を指定管理者に代行させるものであり、利用の目的に着眼するものではない。 条例で目的等を幅広く定めるに当たっては、「その他住民の福祉全般」と捉えることなる。施設の設置目的を特段の目的に限定せず、住民の福祉全般とする可否について、補助金適正化法との関係も含め、貴省ではどのような解釈をされるか伺いたい。	D	Ⅰ	補助金適正化法については当省が所管するものではない。 公の施設については、その利用の態様以前に本来の設置目的があるはずであり、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いが可能であることは前回・前々回回答のとおりである。	1029040	多治見市	総務省
0400050	県知事への各種届出義務を廃止する特区	地方自治法第158条第3項、第219条第2項、第233条第1項及び第6項、第252条の17の11	第百五十八条　（略） 2　（略） 3　普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。 （予算の送付、報告及び公表） 第二百十九条　（略） 2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。 （決算） 第二百三十三条　会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。 2～5（略） 6　普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。 （条例の制定改廃の報告） 第二百五十二条の十七の十一　第三条第三項の条例を除くほか、普通地方公共団体は、条例を制定し又は改廃したときは、政令の定めるところにより、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事にこれを報告しなければならない。	市町村において、条例の制定改廃及び予算を都道府県知事に届け出ることが義務付けられているが、この届出義務を廃止する。	条例の制定・改廃及び予算に関する市町村の届出義務（地方自治法第158条、第219条、第233条、第252条の17の11）を廃止することにより、これらに関する事務の簡素化、効率化を図る。	現実的には、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたっては、地方自治法（以下「法」という。）第245条の4の規定に基づく資料等の提出の請求を行い、条例及び予算だけでなくそれらに付随する関連する事項について調査を行うケースが一般的であり、届出義務の規定により提供された市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事項を都道府県が有効に活用しているか、疑問である。もし、有効に活用されていないのであれば、それは実務上必要のない事務であるか、又は都道府県の事務処理上の問題であるため、まずこの届出義務に関する事務についての評価を行い、実務上不要であるならば、届出義務の規定を廃止し、法第245条の4の規定による資料請求の規定に一本化することが現実的ではなかろうか。	C	Ⅰ	地方自治法第252条の17の11の規定は、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うに当たって、都道府県が市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事柄について確実に把握しておくためのものである。 届け出られたものの有効な活用について、まずは岐阜県と県内市町村との間で検討していただきたいと考えている。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	C	Ⅰ	地方自治法第252条の17の11の規定は、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うに当たって、都道府県が市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事柄について確実に把握しておくために必要なものである。貴市のご意見のとおり、事務の簡素化及び効率化は重要なことであり、届出方法の改善について岐阜県との間で検討していただきたいと考えている。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	情報公開の推進、通信技術の進歩等により、ホームページ等で市町村の基本的情報を比較的容易に得ることができることを考えると、都道府県は市町村からの報告によることなく情報収集が可能であり、不足する部分の情報については法第245条の4の規定による資料請求をすれば、それで足りる。事務の簡素化及び効率化並びにコスト削減の観点からも、法第252条の17の11等の規定による市町村の報告義務は必ずしも必要ないと考える。	C	Ⅰ	御指摘の規定による届出等については必ずしも紙ベースによる必要はないものと考えられるが、実際の届出等について事務の簡素化及び効率化等の観点で問題が生じているのであれば、届出方法等の改善について、岐阜県との間でよく検討していただきたいと考えている。	1029070	多治見市	総務省
0400060	機構改革の市長専決	地方自治法第158条	第百五十八条　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。 2　普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。 3　普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。	自治体の内部組織の機構改革を首長専決に変わるもの。	地方自治法第158条によると、自治体の内部組織の設置及び事務分掌は条例事項とされ、議会の承認を得るものとされているが、首長の専決事項とするもの。	自治体の内部組織は、行政組織の執行体制の問題であるため、本来首長の権限に属するものであり、首長の専決事項とすべきと考える。	C	Ⅰ	地方公共団体の内部組織については、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであることから、長の直近下位の内部組織について、住民自治・住民監視の観点からも条例で定めることとしているところ。 よって、これらについて安易に首長の専決事項とすべきではない。	国では各行政機関の役割のみ法律（各省設置法）で規定され、部局の設置は政令（各省組織令）で規定されている。比較して、普通地方公共団体では長の直近下位に限定されるとは言え、内部組織の構成が条例によって規定される必要があるというのは、行政機構の臨機応変な組織再編を妨げ、行政の柔軟な対応を困難としているのではないか。普通地方公共団体の組織構成が国よりも厳しく議会に拘束される理由を明確にするとともに、右提案主体の意見も踏まえ再度検討し、回答されたい。	市長は住民の直接選挙によって信任された自治体の執行の長であり、その自治体の内部組織のあり方については首長の強いリーダーシップの下に整備されるべきであると考える。 また、首長の内部組織案が議会で安易に否認されうる現行法では、自治体の執行権を首長に託した住民の選択が無効になる可能性がある。	C	Ⅰ	長の権限は総合行政主体である地方公共団体の事務の総合調整等、全般に渡っており、こうした権限を分掌する組織については、その設置の抑制等も含め、議会によるチェックが必要である。 なお、特区室の検討要請中の見解に対しては、議院内閣制と大統領制といった制度の差異から一概に国と地方を比較することは困難であるが、国においても、分担管理原則のもと、内閣の直近下位である各府省につき設置法を置いているところであり、この点について、政令に委ねることはされていないところ。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	長の権限は、地方自治法第147条（長の統括代表権）、第148条（事務の管理及び執行権）などで明確に担保されている。長の執行権の範疇といえる内部組織案が議会で否認されうる現行法では、現実的には長の権限が担保されているとは言い難い。長の執行権を現実的に担保するには、行政機構を市長の専決にすることが必要であると判断できるので、再考願いたい。	C	Ⅰ	長の執行権の範疇といえる内部組織案が議会で否認されうる現行法では、現実的には長の権限が担保されているとは言い難いとの回答だが、長の担任事務のうち条例にかからしめているものは他にも存在しているところであり、それをもって長の権限が担保されていないとは言えない。	1030400	瑞子市	総務省

コード	管理	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0400070		執行機関の条例による設置	地方自治法第138条の4第1項	第四三十八条の三　普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。 2～3 （略）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、執行機関を条例により設置することを可能とするものである。	多治見市では、市民の権利救済制度の一環として調査・勧告等を行う機関の設置を検討している。この機関については高い独立性が求められ、現在設置が認められている執行機関の附属機関として設置するには、権限・所掌範囲共に不十分であると考えている。この制度の実効性を担保するためには、独自の権限を持つ機関を設置する必要がある。 昨今の社会情勢や不祥事等に鑑み、現行の制度では対処できない問題や一ズに対応していくため、地方自治の本旨に則り自治体の内部組織のあり方について自由度を拡大するため、条例による執行機関の設置を可能とするよう提案する。	第9次提案の際の再回答において、憲法第92条により地方公共団体の執行機関の設置は法律によることが必要とのことであったが、人事委員会及び公平委員会の設置については人口要件により選択的に条例に委ねられているところであるし、また、教育委員会・農業委員会の選択的設置に関しても議論がなされているところ。地方公共団体の執行機関の組織の形態等について、可能な限り地域の実情に応じて条例等により行うことができるよう検討されたい。	C	I	行政委員会制度にについて弾力化することは必要と認識しているが、憲法上、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律で定めることとされている（日本国憲法第92条）。 地方公共団体の執行機関は、独自の執行権限をもち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定し、表示しうるものであり、その設置は地方公共団体の根本組織に関するものである。 このため、その設置は法律によることが必要である。法律によることなく、条例によって執行機関を設置することは困難である。	提案主体の求めている機関の実現に向け、現行法に規定のある監査委員の事務を拡大し、住民からの行政改善や苦情等の提言を受け、地方公共団体の事務の執行状況等を調査し、行政実務の改善を促すような運用ができないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	本市において設置を検討している機関は、行政改善・苦情処理や、職員による公益通報制度の一環として調査・勧告等を行うことを想定している。この機関は、行政の財務的側面の監視ではなく、行政活動の妥当性や市民の権利救済を目的としており、現在設置が認められている執行機関の附属機関として設置するには、権限・所掌範囲共に不十分であると考えている。法律で定められた全国一律の執行機関制度では対応しきれない住民ニーズに応えていくため、条例による執行機関の設置を可能とするよう検討をお願いしたい。	C	I	貴市において設置を検討されている機関は、行政活動の適法性等について調査や勧告を行うように考えられる。この場合、監査委員と所掌事務と権限が重複すると考えられるものであるため、これを執行機関として認めることはできない。	右提案主体の意見に記載のある業務内容について、現行法に規定のある監査委員の業務を拡大し、実現する事ができないか、再度検討し回答されたい。	本市において設置を検討している機関は、①市民からの直接の権利侵害（苦情）申立てを契機として調査・勧告等を行うことにより、市民の権利利益の保護が目的である点、②意見表明は可能である点、③申立者に対し、別の方法により解決することがより適切である場合に、別方法の教示を担保する点等、適法・適正の確保や費用対効果・合理化を旨とする監査委員の職務とはその目的及び内容が異なるものと考えている。	C	I	貴市において設置を検討されている機関は、行政活動の適法性等について調査や勧告を行うように考えられる。 この場合、監査委員と所掌事務と権限が重複すると考えられるものであるため、これを執行機関として認めることはできない。	1029050	多治見市	総務省
0400080		議会への附属機関に相当する機関の設置	地方自治法第138条の4第3項	第四三十八条の三 （略） 2 （略） 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。	一定の所掌の下に、議会の発意による事案も取扱い、議会の閉会中においても活動可能な機関を条例により設置することを可能とする。	議会における政策形成の充実及び市民参加の推進を図るため、一定の所掌の下に、議会の発意による事案も取扱い、議会の閉会中においても活動可能な機関を条例により設置する。 具体的には、特別職報酬等審議会等が考えられる。	議会への附属機関の設置は、第28次地方制度調査会で市議会議長会等から要望があったところ。また、同調査会の答申において「住民参加の取組が遅れているといった指摘」との言及もあったところ。 議会は、住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関であり、多様な意思や見解を議会議論に反映させる手法の充実が必要である。また、議会における政策形成の充実のため、議案に限定されることなく、自ら政策発案に係る事案についても、多様な意思や見解を議会議論に反映させることが必要である。 このような機関の設置にあたっては、附属機関という名称に拘るものではないが、条例を以って設置することが適当である。 具体的には、議会が議員報酬の見直しを行うにあたり、首長からの提案を待つことなく、自ら、多様な意思や見解を反映させる場を持つことを可能とするものである。	C	I	附属機関とは、執行機関の行政執行のためなどに必要な調査や諮問等を行う機関である。 一方、議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまない。 なお、ご提案については第28次地方制度調査会で市議会議長会等から要望があったが、上記の考え方を踏まえつつ、議会における審議機能を充実させることが重要であるという見地に立ち、議会が議案の審査等に係る専門的事項について学識経験者等に調査・報告をさせることができることとすべき旨答申をいただいたところであり、これを踏まえ、今般の地方自治法改正を行ったものである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	御省の回答は、議会における審議機能を充実させることに鑑み、附属機関の設置ではなく、専門的知見の活用を制度化されたとの趣旨であると考える。 そこで、専門的知見の活用については、創設されたばかりの制度であり、その詳細について知見がないため、附属機関との相違につき、その機能、権限、組織等の観点から、ご教示願いたい。 具体的には、一定の所掌を持つこと、議案外の事項の取扱い、議会閉会中の活動、建議の可否について、御教示願いたい。	C	I	専門的知見の活用は、議会における議案の審査等に関し専門的知見の活用が必要となった場合に、一定の調査研究を行った上での報告を求めることができるよう、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができることを法律上明確に位置づけたものである。 従って、閉会中においても「審査」又は「調査」が議会において行われている限りにおいて本制度を活用するころは可能である。			C			1029110	多治見市	総務省
0400090		条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出	地方自治法第149条第1号及び第2号	第四四十九条　普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。 一　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 二　予算を調製し、及びこれを執行すること。 三～九 （略）	議員（委員会を含む。）による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とする。	議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とすることにより、議員の条例提案権を強化し、議員により提案され、可決成立した条例の運用を担保するとともに、予算の不可分一体性を維持する。	地方自治法第222条の解釈においては、新たに予算を伴う条例案の議員提案にあたっては、執行機関と連絡のうえ、財源の見透しを得る必要があるとされているところ。 このため、このような条例については、議員の条例提案に対し、首長の関与が前提として想定されていると言える。 また、このような条例については、可決成立しても、首長が対応する予算議案を提出しない限り、実質的な運用ができないなる可能性があり、更に、現に議決された予算に含まれない予算措置が必要となり、予算の不可分一体性を損なうこととなる。 そもそも、このような条例の議員提案にあたっては、予算措置についても、首長に転嫁することなく、政策立案の一環として、議員自ら提案することが望ましい。 このため、議員の条例提案権に対する首長の関与を排し、その運用の実質を担保するとともに、予算の不可分一体性の維持のための制度的な保証を求めるものである。	C	I	地方議会は執行機関ではなく、執行権を付与することは執行機関と議会の関係という地方自治制度の根幹に関わる事項であり慎重な検討が必要。 また、予算を伴う事務については、予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。 議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	まず、本件は、予算を伴う事務の取扱いではなく、新たに予算を要することとなる条例案の提出に伴う予算議案の提出の問題であることを、確認されたい。 このような条例を提案する場合においては、実態として、首長の事前の合意が必要となっている。議会における政策形成の向上が必要であることにも鑑み、このことを課題としているものである。 また、予算の不可分一体性を実質的に損なう可能性があることにも留意する必要があるものである。 更に、自治体をめぐる向後の状況に鑑み、議会議員が予算審議を充分に行える素地を形成していく必要がある。このため、必要な場合にあっては議会議員が予算立案することも可能とするようにすべきである。	C	I	首長は総合行政主体たる地方公共団体の長として行政の執行に関し統括的な責任を有しており、条例の制定改廃に伴う予算措置についても執行機関である長に専属している。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	御省の回答の趣旨が明確でないが、現行法の解釈については、当然に承知している。 本提案は、現行法における課題として、議員の条例提案権に対する首長の関与を排し、その運用の実質を担保するとともに、予算の不可分一体性の維持のための制度的な保証を求めるものである。このことにつき、まず、課題として認識されているのか否かを御回答されたい。	C	I	首長は予算措置及び執行につき統括的な責任を有することとされており、この意味において予算は一体のものとして首長に不可分に専属しているものである。	1029080	多治見市	総務省
0401000		特別多数による議決事件を条例により追加する	地方自治法第116条	第百十六条　この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加することができることとする。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加する。	地方自治法第116条においては、議会の表決は過半数議決を原則としつつ、別段の定めにおいて、特別多数決（2/3以上）とする議決事件を定めているところ。 自治体の自己決定・自己責任が求められており、議会が団体意思の決定を行うにあたり、何を以って議会の表決とするかについては、団体自治の観点からも、各団体において定めることが望ましい。 特別多数決とする議決事件を追加するにあたっては、議会における意思決定のルール及び議案の提案者（議員及び委員会並びに首長）と議会との関係が安定的である必要があり、また、機関意思としての議会の判断に委ねるべきではなく、団体意思として決定すべきであることから、議会規則ではなく、条例により定めることとする。 このため、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加することができるよう求めるものである。	C	I	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数議決が限定列挙されている。 ご提案の内容は、議会における意思決定のルールや長と議会の関係が不安定になるとともに恣意に流れるおそれがあり、統一的な制度のもとで実施されるのが望ましいものと考える。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	御省の回答の趣旨が必ずしも明確ではないが、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を定めるにあたっては、条例により定めることとしているため、意思決定ルール等が不安定になるとは言えない。 また、「恣意」という表現を、条例に対し使用しているのか、特別多数決による議決に対して使用しているのか判然としないが、いずれにしても、自治体の条例及び議会の議決を担い、適当な表現ではないと考える。 なお、本件については、統一的な制度との視点ではなく、団体自治の観点から各々の自治体に委ねることが適当と考える。	C	I	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数議決が限定列挙されている。 （ご提案の特別多数議決事件を条例で定めるにあたって、将来にわたり議会と長の双方が常に納得する形で行われるとは限らない。 ご提案の内容は、議会の一方的な判断により議決の要件を加重することを認めることとなるものであり、議会における意思決定のルールや議会と長の関係を不安定にするおそれがあることから認められないとしているものである。）	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	本件においては、特別多数決とする議会の表決とする議決事件を追加するにあたっては、条例により定めるとしているところである。 条例により定めることから、議会における意思決定のルール及び議案の提案者（議員及び委員会並びに首長）と議会との関係が不安定になることはない。 なお、条例の制定改廃は、議会の議決事件であり、首長の納得が要件とされるものではない。	C	I	実際にどの事項を特別多数議決の対象とするかは、議会の一方的な判断により行い得るものであり、議会の多数派によって、ある事項の議決を過半数とするか特別多数議決とするかを任意に決定できるとすることは、議決に至るプロセスにおける議会と長の関係や意思決定のルールを常に不安定にするおそれがある。また、その時々の議会の多数派や長が将来にわたって当該事項の内容を拘束し、その改廃を困難にするものであり、政策決定が恣意に流れるおそれもある。 したがって、繰り返しになるが、代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、意思決定のルールは統一的な制度のもとで実施されることが求められるものである。	1029090	多治見市	総務省
0401110		議会の所掌に関する事務の議会における執行	地方自治法第149条第2号、第180条の2、第180条の7	第四四十九条　普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。 一 （略） 二　予算を調製し、及びこれを執行すること。 三～九 （略） 第百八十条の二　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。 第百八十条の七　普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。	議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とする。	議会においては、その所掌に関する事項についても自ら執行できず、具体的には、会議録の調製や議会広報の発行などについても、市長名で契約を締結しているところである。 議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とすることにより、専門的知見の活用等の取組みを制度的に担保するとともに、議会の所掌に関する事務について、責任の所在を明確にすることにより、議会の自主性・自律性を担保する。 具体的には、会議録の調製、議会広報、実費弁償等、議会の所掌に関する事務を議長において執行するものである。	議会と首長は、それぞれ独立の立場において相互に牽制しあうべきものであるが、議会については、執行権が付与されていないため、その所掌に関する事項についても、首長において執行されているところ。 会議録の調製や議会広報の発行などのほか、専門的知見の活用等、また、第28次地方制度調査会の答申にある「公聴会、参考人制度の活用」や「ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の運営状況の中継」などについても、議会と首長の間の政治的な見解の相違等によって、その実施が拒まれる可能性がある。 これらの取組みを担保するためには、首長の関与について、政治的な対応や対立による解決に頼侍するのではなく、制度的な保証を行うことが必要である。 一方、議会の意思に基づく事務であっても、首長が執行することにより首長がその責任を問われる可能性があり、責任の所在が不明確となっており、明確化することが必要である。	C	I	予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。 議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要。	現行法では、議会の行う事務についての予算執行権が首長にあるため、議会が必要とする調査等を外部へ発注する場合、首長が同意しなければ実施できないといった事態も想定される。 また、国会においては予算執行が可能となっており、地方公共団体においても国と同様の執行制度を導入する可能性を検討できないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	国の予算執行については、知見がないが、財政法第20条第2項及び同法第31条第1項の規定によると、国においては、両院が自ら予算執行を行っていると考える。 これに対し、自治体においては、議会が一切の執行ができないことにより、議会がその権能を発揮するにあたり、実態的に首長の合意を要することとなっている。 慎重な検討が必要であることには、異論はない。 しかしながら、このことを課題として認識されているのか、今後、検討する意思があるのか、更に、検討されるのであれば、その予定について、御回答されたい。	C	I	議会は、地方公共団体の機関の1つである。また地方公共団体の予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。議会に予算執行権を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要。 なお、国権の最高機関であり独立の人格を有する国会と地方公共団体の機関の一つである地方議会を単純比較するのは適当ではない。	地方自治制度の根幹に関わる事項との回答であるが、予算編成するのは首長であり、その執行を議会が行うことについて弊害は無いと思われる。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	議会と首長は、それぞれ独立の立場において相互に牽制しあうべきものであるが、議会が首長に対し、政策提案や監視機能を発揮する際にあっても、議会と首長の間の政治的な見解の相違等によって、その権能の発揮が拒まれる可能性がある。 一方、議会の意思に基づく事務であっても、首長が執行することにより首長がその責任を問われる可能性があり、責任の所在が不明確となっている。 なお、自治体は2元代表制を採っていることから、議会の首長からの独立性は、より強く要求されるものではない。国と単純比較しているものではない。 このことにつき、課題として認識されているのか否かを御回答されたい。	C	I	議会は、地方公共団体の機関の1つである。また地方公共団体の予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。	1029110	多治見市	総務省

コード	具体的事業を実現するための必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0401120	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	（随意契約） 第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業での事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。 四～九（略） 2～4（略）	地方自治法施行令で定められている地方公共団体が随意契約を行うことができる範囲について、障害者支援施設等から役務提供を受ける場合も対象とする。	社会福祉団体や障害者支援施設等が行う事業で、その事業に従事する者が主として障害者であるものに係る役務の提供を地方公共団体が受ける場合、随意契約を可能とする。役務の内容については、公園の清掃業務等、単純労務でかつ反復する業務を想定している。（別紙有）	就労促進が大きなテーマの一つである障害者自立支援法が施行された中、障害者に対して「働く場」を創出する必要がある。役務提供が随意契約の対象とされていない現状では、事業規模拡大には限度があり、「働く場」の拡充は難しい。障害者福祉の増進という政策目的の観点から見れば、物品購入と役務提供の両者は共に目的になじむものであり、役務提供のみ随意契約の対象でないことは不適切と考えられる。また、第9次提案の省庁回答「知的障害者授産施設等がどのような役務提供を行うのか法令上明らかでなく、施設の所管省庁により役務提供が施設の目的として明確に位置づけられるならば検討の余地がある」については、骨太の方針で、努力する意欲はあるが障害等のために困難な状況に直面している人の「再チャレンジ」支援を図るとされており、この観点から、国策として各省庁が一体的に法令上の問題点等の課題を解決し、本提案を実現頂きたい。（別添有）	C	—	現行制度上、随意契約によることが認められるものは、随意契約による方が経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまでもないもの、少額の契約について事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することにより支障を来してしまうようなものである。 障害者支援施設等は、障害者の職業訓練等により就業を支援することを目的としており、これらの施設においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約については、随意契約事由として認められているところ。一方、これらの施設からの役務の提供は、その内容が法令上明確でなく、上記の随意契約の方法によることができる事由としては、客観的に認められない。ご提案のような役務提供が施設の目的として明確に位置付けられるものであれば、随意契約の要件として認めることも検討の余地があると考えられる。	右提案主体の意見を踏まえ、授産施設等からの役務提供を随意契約の要件に加えることについて、再度検討し、回答されたい。	貴省回答では「役務提供が施設の目的として明確に位置づけられるものであれば随意契約の要件として認めることも検討の余地がある」と提案実現の可能性を示されているが、障害者支援施設等の所管省庁である厚生労働省は、当市提案に対し「障害者の積極的な就労支援推進のため、政令の改正は必要である」との回答をされていることから、貴省と厚生労働省等と連携を図ることで、提案の実現は可能であると考えられる。障害者の働く場の創出のため、早期の提案実現に向けて積極的なご対応をお願いしたい。	C	—	障害者支援施設等の役務提供を施設の目的として法令上明確に位置付けることについて、厚生労働省において検討がなされているところであるが、現時点では随意契約の方法によることができる事由としては客観的に認められないと考えているところ。	右提案主体の意見を踏まえ、授産施設等からの役務提供を随意契約の要件に加えることについて、再度検討し回答されたい。	障害者の働く場の創出のため、厚生労働省など関係省庁等との連携を図られ、早期の提案実現に向けて積極的なご対応をお願いしたい。	F	—	地方公共団体が障害者支援施設等との間で役務の提供に係る随意契約を締結すること を可能にするべく、必要な検討を行う。	1035010	岐阜市	総務省 厚生労働省
0401130	障害者を多数雇用する企業の優先契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	（随意契約） 第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業での事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受けた契約をするとき。 四～九（略） 2～4（略）	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。	障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。	C	Ⅱ	現行制度上、随意契約によることが認められるものは、随意契約による方が経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまでもないもの、少額の契約について事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することにより支障を来してしまうようなものである。ご提案の内容については、これらの随意契約の方法によることができる事由としては、客観的に認められないもの。なお、障害者を多数雇用している事業者であっても営利事業者であり、指名競争入札に積極的に指名する等の手法で契約機会の拡大を図ることが可能である。	本提案内容は、随意契約の対象の拡大を求めているのではなく、障害者を多数雇用する企業と優先的に契約するような措置を求めている。具体的には、入札時に同額入札だった場合に、上記企業と優先的に契約すること等を求めている。 本提案内容について、再度検討し回答されたい。	C	Ⅱ	地方公共団体の入札契約においては、入札参加資格及び入札条件を満たした入札参加者についてはすべて平等に取り扱われるべきである。これは同価の入札で落札者となるべきものが2人以上ある場合においても同様であり、その方法として最も公平である「くじ」で定めることとしている。 なお、障害者を多数雇用している事業者であっても営利事業者であり、指名競争入札に積極的に指名する等の手法で契約機会の拡大を図ることが可能である。	「再チャレンジ」が重要な政策課題として位置付けられている中、本提案は障害者の雇用を支え、社会参加を促すものとして重要である。同価の入札であれば財政的負担は異ならないため、各地方公共団体の政策的判断として障害者を多数雇用する企業を優先的に採用できる、という選択肢も用意されるべきと考える。再度検討し回答されたい。		C	Ⅱ	たとえ同価の入札であっても、地方公共団体の入札契約においては入札参加者等についてすべて平等に取り扱われるべきものであり、その方法として最も公平である「くじ」で定めることとしているものである。 障害者を多数雇用している事業者であっても営利事業者であり、指名競争入札に積極的に指名する等の手法で契約機会の拡大を図ることが可能と考えられる。	1109100	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省
0401140	創業促進特区	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則第12条の3の2	○地方自治法施行令 第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。 ○地方自治法施行規則 第十二条の三の二　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。 一　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。 二　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。 三　次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。 2　実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。 一新商品の生産の目標 二新商品の内容 三新商品の生産の実施時期 四新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法 3　普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。 4　普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。	地域における新技術採用品の当該地域内「官庁の試験調達の促進（試験調達制度）」及び同採択手続きの合理化	新技術内容を採用側で審査して欲しい。また、試験調達なので、実証実験のつもりで指導願いたい。	「試験地用達」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば創業5年以内の企業から優先調達（随意契約）することによって、地域産業の興隆を図ることができる。	D	—	「試験調達」の意味が不明であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則第12条の3の2の規定に基づき、一定の要件に該当する場合には、地方公共団体の長は、新商品として生産する物品を随意契約により調達することができる。			D	—				D			1109220	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省

コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0401510	公の施設の一元的な設置・管理の容認	地方自治法第238条の2第1項、第2項地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号、第2号及び第7号	○地方自治法 （公有財産に関する長の総合調整権） 第二百三十八条の二　普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 2　普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 3（略） ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。 二　学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。 三～六（略） 七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 八～十九（略）	学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。 教育財産の管理を、市長が行えるようにすること。	市長部局や教育委員会の組織的な縦割りを超えて、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元的に行えるようにする。 現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であっても、一体的な管理運営をすることが認められておらず、教育財産についても市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行財政運営に結びついているとは言えない状況にある。 本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行財政運営につながるものである。	提案理由：本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないか検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるうえ、教育行政サイドは、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できるので、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 代替措置：本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っているので、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、遠野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	D	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、遠野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。					公民館施設について 骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）においては、社会教育について「現行制度上、社会教育について、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。」とされ、今後検討を進めることとされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、善通寺市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	1090110	遠野市	総務省 文部科学省
0401520	公の施設の一元的な設置・管理の容認	地方自治法第238条の2第1項、第2項地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号、第2号及び第7号	○地方自治法 （公有財産に関する長の総合調整権） 第二百三十八条の二　普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 2　普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 3（略） ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。 二　学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。 三～六（略） 七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 八～十九（略）	学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。 教育財産の管理を、市長が行えるようにすること。	市長部局や教育委員会の組織的な縦割りを超えて、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元的に行えるようにする。 現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であっても、一体的な管理運営をすることが認められておらず、教育財産についても市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行財政運営に結びついているとは言えない状況にある。 本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行財政運営につながるものである。	提案理由：本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないか検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるうえ、教育行政サイドは、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できるので、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 代替措置：本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っているので、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、遠野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	D	I					E		学校施設について 本提案の要望に係る制度の所管省庁は文部科学省である。	1090110	遠野市	総務省 文部科学省
0401600	公民館事務に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号	（教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一～十一（略） 十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三～十九（略）	教育委員会が担当する社会教育分野、特に公民館の整備・管理事務について、地方公共団体の判断により首長が担当できるようにする。	・公民館の整備・管理権限を教育委員会から首長へ移譲し、住民の多様な活動拠点として活用する。 現行制度上、教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法180条の7によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、首長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備・管理事務に関して、予算編成権や条例制定権を有する首長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様な住民ニーズに的確・迅速に対応できるようになり、より効果的・効率的な公民館運営が可能となる。	社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に関連する要望があり、迅速かつ効率的な対応が困難となっている。これらを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である首長のもとに公民館を一元化させることが必要である。 「また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）においても「教育委員会制度については、十分な機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める（略）」とされている。 以上のことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。	F	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）においては、社会教育について「現行制度上、社会教育について、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。」とされ、今後検討を進めることとされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、善通寺市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	F	I					F（平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）			1045010	善通寺市	総務省 文部科学省
0401671	社会教育、文化財保護に関する権限の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12・14号	○地方自治法 第百八十条の八　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一～十一（略） 十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三（略） 十四　文化財の保護に関すること。 十五～十九（略）	「地方自治法」第180条の8（学校に関することを除く。）並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号（学校に関することを除く。）並びに「文化財保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、以下の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策をより一層推進する。 ①社会教育 ②文化財保護 ③上記①と②に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。	D 文化スポーツについて	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。また自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）において、文化・スポーツについては、「現行制度上、文化・スポーツに関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、全国対応事項とされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、千代田区のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	D	I					E		文化・スポーツについて 本提案の要望に係る制度の所管省庁は文部科学省である。	1114010	千代田区	総務省 文部科学省
0401672	社会教育、文化財保護に関する権限の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12・14号	○地方自治法 第百八十条の八　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一～十一（略） 十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三（略） 十四　文化財の保護に関すること。 十五～十九（略）	「地方自治法」第180条の8（学校に関することを除く。）並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号（学校に関することを除く。）並びに「文化財保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、以下の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策をより一層推進する。 ①社会教育 ②文化財保護 ③上記①と②に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。	F 社会教育について	I	骨太の方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。また自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）において、社会教育については、「現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。」とし、今後検討を進めるとされたところ。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、千代田区のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。	F	I					F（平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）			1114010	千代田区	総務省 文部科学省

コード 管理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0401800	総合評価競争入札における学識経験を有する者への意見聴取の緩和	地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4	○地方自治法施行令 第百六十七条の十の二　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。 2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。 3　普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。 4　普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。 5　普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。 ○地方自治法施行規則 第十二条の四　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項(同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。 一総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするとき　総合評価競争入札によることの適否 二総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき　予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものの決定　三落札者決定基準を定めようとするとき　当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項 2　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。	総合評価競争入札を行う場合は、総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときのそれぞれの段階で学識経験者の意見聴取することが定められているが、鳥取県が行う簡便型総合評価入札については、落札者を決定しようとするときの学識経験者の意見聴取を省略する。	鳥取県が簡便型総合評価競争入札により発注する工事においては、落札者を決定しようとするときの学識経験者の意見聴取を省略することにより、学識経験者に無用な手間を省き速やかに落札決定を行うことで事務の効率化及び公共工事の早期発注を図る。	提案理由: 学識経験者の意見聴取を定めているのは、総合評価入札を行うこと又は落札決定を行う基準の妥当性、行政の恣意的な落札者決定の防止等手続の客観性を確保し、担保するためのものと考えられる。 鳥取県が独自に考案した簡便型総合評価競争入札は、各入札参加者の応札額及び工事成績等を、学識経験者にあらかじめ了承された基準に基づき計算し、落札者を決定するものであり、行政の恣意的な運用により上記手続に係る客観性の確保を阻害する余地はないと考えるため、特区の提案を行いたい。	C	Ⅲ	総合評価競争入札による落札者の決定については、入札の公正性、透明性を確保する観点から、総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときに学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとしている。 これは、地方公共団体にとって価格その他の要件が最も有利な者の判断が恣意的にならないために設けられたものであり、この手続を省略することは適当ではない。	落札者決定基準の計算式において、地方公共団体の恣意的な関与の余地が無く、なおかつその計算式も事前に学識経験者の承認を得ているのであれば、落札者決定時の意見聴取は、単に計算ミスが無いか確認をするのみであるため、学識経験者を採用する必要性は無く、その事務を省略しても弊害は無いと思われる。 提案内容について、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	落札決定時の学識経験者の意見聴取は、地方公共団体の恣意的な運用を防止するためのものであるためその意見聴取を省略することはできないとの御回答であるが、鳥取県が実施している簡便型総合評価競争入札の落札者決定方法は、あらかじめ学識経験者により了承された落札者決定基準に従って計算し、その計算結果が最高点の者を落札者とするだけのものである(別添資料参照)。又、当該計算結果はHP上で公開し、事後的にも地方公共団体の恣意的な運用の防止を図っているところである。このため、落札決定時の学識経験者の意見聴取を省略しても恣意的な運用に陥る恐れはないものと考える。	C	Ⅲ	学識経験者による意見聴取の手続の必要性については、落札者決定基準に行政の恣意的な関与の余地があるか否かのみで判断するべきではなく、入札・契約手続の適正化の観点から、当該決定基準が適切に運用されているかどうかを担保するための仕組みとしても必要であり、直ちにこの手続を省略することは適当ではない。	提案主体の行っている総合評価競争入札においては、あらかじめ学識経験者により了承された基準に従い評価点数を計算している。また、その計算式も含めた計算結果をホームページ上に公開することにより、適切な運用の判断は可能と思われる。このような場合、落札者決定時の協議は、業務の効率化のため省略すべきではないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	本県が行っている簡便型総合評価入札における落札決定の際の意見聴取は計算が正しくなされているかどうかの確認のみであるため、設定された基準が適切に運用されているかどうかを担保する仕組みについては、あえて学識経験者の意見聴取によらなくても可能であると考える。例えば、落札決定前にホームページ上で公開し、不特定多数の者が閲覧できるようにし、一定の期間不特定多数の者から当該入札に係る不適当である旨の意見がなければ落札決定を行う。このような方法であっても学識経験者に意見聴取するところの目的は担保されるものと考える。	C	Ⅲ	計算結果をHPに掲載することにより不特定多数の者が閲覧できるため、客観性の確保、恣意性の排除ができるとされているが、結果として特定の利害関係者だけから意見が出される恐れがあり、客観性の確保、恣意性の排除といった制度の目的が達成されない懸念があることから、これまでも説明してきたとおり直ちに手続を省略することは適当ではない。	1052020	鳥取県	総務省
0401900	公共サービス安心開放特区	地方自治法第14条第3項	第十四条　(略) 2　(略) 3　普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と市の関係は従前からの受託者と委託者の枠を超えるものではなく、公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確ではない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービス改革法のみなし公務員規定は事業者への統制と保護という2つの側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や円滑確実な業務運営を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めることも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事する民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を図りたい。	D	—	地方公共団体が提供する公共サービスのうち、民間事業者が実施することができない業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律において、第三者機関やみなし公務員規定等を置くことにより、例外的に特定公共サービスとして民間委託できるものとされている。 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律によらなくても民間事業者が実施することができる業務については、民間委託は可能であり、この場合、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第１４条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。指定管理者についても、各地方公共団体において、管理する公の施設の種類や管理業務の内容、範囲に照らして個々具体的に判断し、条例において個人情報の取扱い、罰則等を規定する対応が可能である。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	一例として、見なし公務員規定の適用により、個人情報保護条例等で対応している電算処理委託業務における情報流出防止策をより効果的なものにしたい。ご指摘のとおり、公共サービス改革法によらずとも民間委託等は可能だが、主体が公務員に限定される賄賂罪は、罪質が類似した他の刑罰が存在しないため、受託業者や指定管理者が提供する公共事務の公正さを担保する法が空白となっている。賄賂罪に相当する行為について条例で罰則を定めれば良いとのご意見もあろうが、自治法と刑法では罰則の差違が大きいことに鑑み、市が条例で定める業務の従事者への見なし公務員規定の適用、さもなくば、条例で定められる罰則上限の引き上げを求めたい。	D	—	地方自治法第１４条第3項の規定に基づき、民間事業者に対して、同項の範囲内で罰則を設けることは可能であり、指定管理者についても、各地方公共団体において、管理する公の施設の種類や管理業務の内容、範囲に照らして個々具体的に判断し、条例において罰則等を規定する対応が可能である。 条例による罰則の上限については、全国一律に定められるべきものであり、特定の地方公共団体についてのみ特例を設けることはできない。ご提案の内容については、刑法犯と同程度の罰則を設定しなくとも、実現可能ではないかと考える。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	条例で同等の義務・罰則を設けられるにも係わらず、貴省は、本市の地方税徴税事務に係る特区提案に対し「その他の職員等には法律(地公法・地税法)が適用されないため民間活用は不可」と回答されている。然るに、本回答では、法律と条例との罰則の差違には触れず、「刑法犯と同程度の罰則を設定しなくとも、(民間に委託した公共事務の公正を)実現可能」と考える根拠は何か、なぜ「条例による公正さの担保」に係る評価が、地方税徴税事務に係る民間活用提案への回答と方向性が全く異なるのか、お示しいただきたい。なお、本提案の目的が実現できるのであれば、全国的な対応であっても一向に差し支えないことを申し添えるものである。	D	—	地方公共団体が提供する公共サービスのうち、民間事業者が実施することができない業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律において、第三者機関やみなし公務員規定等を置くことにより、例外的に特定公共サービスとして民間委託できるものとされている。一方で、同法によらなくても民間事業者が実施することができる業務については、民間委託は可能である。地方自治法第１４条第3項の規定に基づく条例による罰則の設定により、一定の義務履行を確保することが可能であり、刑法犯と同程度の罰則を設定しなければならない必然性はないものと考える。	1082010	草加市	総務省 法務省 内閣府
0402000	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区	地方自治法第14条第3項	第十四条　(略) 2　(略) 3　普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数ある。地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でなく、地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用したい事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業についても、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続きを採った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。	D	—	地方公共団体が提供する公共サービスのうち、民間事業者が実施することができない業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律において、第三者機関やみなし公務員規定等を置くことにより、例外的に特定公共サービスとして民間委託できるものとされている。 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律によらなくても民間事業者が実施することができる業務については、民間委託は可能であり、この場合、地方自治法第１４条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で条例において民間事業者に対して罰則を設けることは可能と考えられる。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑範囲には違いがある。地方の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい場合がある。公共サービス改革法に沿った手続きを取れば、条例で設置できる量刑は地方自治法第14条第3項の量刑範囲に限られないという特例を設けることはできないか、検討いただきたい。	D	—	地方自治法第１４条第3項の規定に基づき、民間事業者に対して、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。 条例による罰則の上限については、全国一律に定められるべきものであり、特定の地方公共団体についてのみ特例を設けることはできない。ご提案の内容については、刑法犯と同程度の罰則を設定しなくとも、実現可能ではないかと考える。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	公共サービス改革法における規制緩和が必要な業務とそうでない業務を、一括で入札にかけ民間委託した場合や、一つの業務を公務員と民間業者が協働して行う場合などは、一つの業務を行っていても量刑が異なるケースが混在することとなる。本市の提案は、民間業者と公務員が行った場合、及び公共サービス改革法の内外において量刑範囲に差があることについて述べているのであり、市民の目線に立てば、この量刑範囲の差は理解できるものではない。	D	—	「一つの業務を行っていても量刑が異なるケース」とはどのような場合を想定しているのか定かではないが、地方自治法第１４条第3項の規定に基づく条例による罰則の上限については、全国一律に定められるべきものであり、特定の地方公共団体についてのみ特例を設けることはできない。ご提案の内容については、刑法犯と同程度の罰則を設定しなくとも、実現可能ではないかと考える。	1029150	多治見市	総務省 法務省 内閣府
0402100	手数料に関する利用料金制類似制度の創設	地方自治法第227条	(手数料) 第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。	手数料について利用料金制に類似した制度を創設することにより、適当と認められる場合にあっては、条例で定めたうえ、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、受託者が取扱う業務に係る手数料を受託者の収入とすることができることとする。 また、手数料の金額は、原則として条例で定めることとしつつ、条例で積算方法や上下限等を定め、届出や協議を経て受託者が変更できることとする。	適当と認められる手数料について、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金制に類似した制度を適用する。 政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることとされている手数料については、制度の対象外とすることも可能だが、条例において対象としない、又は政令で定める金額の手数料を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。 具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などへの適用が考えられる。	利用料金制には、次のメリットがあるところ。 ①利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、民間ノウハウを引き出すインセンティブとなる。 ②利用料金を受託者が設定することができ、料金の変更(値上げ、値下げ)が柔軟に行える(設定にあたっては、自治体の承認等が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される)。 これらの効果は、公の業務の民間開放全般に期待できることであり、制度の拡充が望ましい。また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。 一方、利用料金制が採用できないことにより、官民競争入札にあたり、官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民には期待できない、また、官のみが料金の変更の変更権限を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなっている。	C	Ⅰ	地方公共団体の徴収する「手数料」は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金である。当該料金は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべきものであり、更には、政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないこととなっている。 以上より、手数料は、公の施設の使用料のように、施設の管理経費のみに着目したものと性質を異にすることから、利用料金制類似の制度の導入は困難である。	手数料の設定について、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料を除き、条例において上下限を定めて幅を持たせることはできないか。また、特定の者に提供する役務を指定管理者が行った場合、その収入を指定管理者の収入とすることができないか、右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	公の施設の管理運営は、単なる施設管理ではなく、当該施設の設置目的を果たすための事業も含むものである。このため、使用料が、その管理経費のみに着眼したものであるとは言えない。 また、本件については、受託者が全く自由に手数料を定めることができることを求めているものではない。このため、その費用を償うため又は報償として適当か否かの基準を自治体が設けることで対応可能である。また、政令に標準があるものについては、これを標準とすることで対応可能である。 更には、手数料について、受託者による設定を不可としても、手数料を受託者の収入とすることができるメリットがあるものである。	C	Ⅰ	利用料金は、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相当するものである。地方公共団体の徴収する「手数料」は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金であって、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対しその反対給付として徴収される使用料とは異なるものである。 したがって、手数料を指定管理者の収入として収受させることはできない。 なお、手数料の金額については条例で規定をすることとなっているが、条例でその上限を定めるなどの規定をおいて、具体的な金額は規則に委任することは現行制度上、可能である。	指定管理者等が特定の者に役務を提供するのであれば、その報償としての手数料は指定管理者の収入とすべきではないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	利用料金及び使用料と手数料との概念の違いにより、何故、受託者の収入として収受させることができないのかについて、御教示願いたい。 なお、本提案については、必ずしも受託者が指定管理者であるとは限らないことを申し添える。	C	Ⅰ	使用料は、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金となる性質を持つものであるが、公の施設の使用料については、公金の適正な管理と会計事務の効率化等を比較考慮し、施設の性格・設置目的からみて収支採算が相償うような運営をするのに適した施設など、地方公共団体が適当と認めるときには、利用料金制度をとることができるとされているところである。 ご提案されている手数料の具体的な対象が明確ではないが、手数料は特定の者に提供する役務に対してその費用を償うため又は報償として徴収する料金で、身分証明、印鑑証明等一私人の要求に基づき主としてそのものの利益のために行う事務であり、公の施設の使用料のように、施設の管理経費のみに着目したものと性質を異にすることから、手数料に利用料金類似制度を導入することには慎重な検討が必要である。	1029140	多治見市	総務省 内閣府

コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0402220	BIDの法的根拠と権限付与	－	－	・北谷町（以下町）フィッシャリーナ事業地内公共施設の整備・維持管理業務を、町に代わって一部代行するための住民組合法人（北谷町フィッシャリーナBID、以下BID）を立ち上げるための法的根拠を付与する。 ・BIDがエリア内において付加的な公共的サービス・整備するための負担金を、北谷町が地方税と併せて、当該住民等から徴収することができるものとする。	・BIDは土地オーナー、テナントから構成される。 ・BIDのエリア内の住民、地権者の大多数が行政サービスに加えて、付加的な公共的サービスを必要（例えば、道路の清掃について、行政によるものに加えて、日常的に実施し、清潔を保ちたい、など）として、当該事業に係る協定を結んだ場合には、必要な負担金を町が地方税と併せて当該住民等から徴収することができるものとする。 ・オーナーは共有施設の整備費を負担、維持管理費はオーナー・テナント双方が負担する。 ・負担金の用途の大枠はBID及び北谷町との協定で定められるが、詳細については街づくり協議会で随時決定し、BIDが実行する。	・町の整備・維持管理業務をBIDが一部代行することにより、自立循環的な街づくりを目指す。 フィッシャリーナ事業地を基点に将来的には隣接する既存商業エリアにも範囲を広げたい。 ・基本的な公共設備は町で整備するが、街の魅力や安全性を高めるための付加装備は受益者である地権者組織に整備、維持管理をさせたい（地権者には町も含まれる）。純然たる公共施設の設置、維持管理を前提とした指定管理者及びPFIの枠組みでは難しい。また、指定管理者及びPFIでは起案から実施まで時間がかかり、来街者のニーズに即時対応することが難しい。	地方自治法第244条の2第3項の規定により、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができ、同条第8項の規定により、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることが可能である。	BID制度における負担金に該当する資金について、該当地域の地権者の同意が得られている場合に、地方公共団体が徴収し、運営団体の活動資金として交付することは可能か。 右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	提案は区域を限定した機動性のある街づくり組織、いわば準自治体としての法的根拠を提案している。回答にあるような公共的な施設設備の設置や運営管理業務も含まれるが、提案の骨子は地権者、入居事業者、利用者の三者が、街づくりを自立的に推進できる法的拘束力のある組織の認可である。住宅地においては認可地縁団体等法的根拠のある組織で運営管理も可能であるが、不特定多数の利用者、常時入替えのある入居テナントが前提となるリゾート商業地域の街づくりを推進できる法的拘束力のある組織は存在しない。街の魅力の維持、そして保安面の点でいえば、道路や歩道、そして交通規制に関しても当該組織での運用が出来るようにして頂きたい。	D	－	地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することが可能である。	現行法において、特定の地域内の地権者から分担金を徴収し、その地域内の清掃活動等を行う運営団体に対して、活動資金として交付する事は可能か。再度検討し回答されたい。	D	－	地方自治法第224条の規定に基づき、普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することが可能である。また、日本国憲法第89条及び地方自治法第232条の2の規定に反しない限りで、普通地方公共団体はその公金を支出することが可能である。	1062010	北谷町、ユーデック株式会社	総務省
0402230	地域通貨による地産地消の促進	住民基本台帳法第30条の43 地方税法上、規制する明文規定なし。	市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、契約の相手方たる第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならず、また、市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。 （参考）【国税通則法】 第34条（納付の手続き） 国税を納付しようとする者はその税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより証券で納付することは財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長の届けた場合に財務省令で定める方法により納付することを妨げない。 2　略 3　物納の許可があった国税は、第1項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。	地域通貨による経済の地域内循環性を高めるためには、企業等にとって地方税の納付ができることなどが誘引効果が高いが、地方税により納付に使用できる証券は制限されており、地域通貨は利用することができない。また、ITを用いた地域住民にすべからく利用しやすい安価なシステムを求める場合、個人認証によりセンターサーバー型で管理する方式が有利となるが、住民基本台帳法により、その利用が制限されている。	①地域農産物、地域で発生するリサイクル資源などを、地域で消費・製品化する決済手段に、地方税の納付に使用できる地域通貨を利用することを可能とする。②固定資産税、住民税等について、地産地消の決済手段としての地域通貨による納付を認める。③地域通貨の電子媒体による管理者に住民票コードの利用を認める。	地域通貨を介した経済的な地域循環手段が確保されることにより、地産地消が促進され、地域内への再投資が盛んになり、地域経済の活性化・自立した地域の発展につながる。	C	I	住民票コードは、住基ネットを利用する行政機関等において、個人の確実な特定を可能にし、迅速かつ効率的な検索を実現するために設けられたものであるため、そもそも民間による利用を想定しておらず、また、個人情報保護の観点から厳格な利用制限がなされているものであり、御提案のような利用に供することはできないものである。 ②について 　地方税は、地方団体が行政サービスを提供する上で根幹をなす財源であり、日本円以外による納税は認められない。	C	I	地方自治法の規定により、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができ、同条第8項の規定により、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることが可能である。	C	－	1109170	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省
0402240	原動機付自転車等の課税標識の様式緩和（松山選択希望制ナンバープレート特区①）	・取扱通知第四章八 ・通知「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日付自治市第30号）	標識については、各地方公共団体の条例の定めるところにより規定。	通達により規定されている原動機自転車等の課税標識（以下、「ナンバープレート」という。）について、緩和により市独自のナンバープレートの交付を可能とする。	ナンバープレートの様式を緩和し、観光・地域振興等に活用する。 　具体的には、 ・上段に市名のほか、「地域名及び図」を表示し、「市」は表示しない。（仮称）「道後・松山」 ・上段部分の下地へ規定色以外の色を塗布し、安全運転の向上に向けたアピールを併せて行う。 ・上位のケタ数字が有効数字でない場合は、「-」に代わり「0」を表示する。 　本特例措置の実施は、共同提案事業者と協力して行うこと。松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けた取組みを推し進める。	「道後」は、松山市の観光拠点で、「『坂の上の雲』のまち再生計画」の中心地域の一つであるにもかかわらず、アンケート調査によると「道後温泉は松山市にある」という認知度は低い。 　そこで観光・地域振興をさらに押し進めるため、緩和されたナンバープレートに（仮称）「道後・松山」と表示し、「道後（温泉）は松山市にある」という事実をはじめ、地域の活性化に向け共同提案事業者と協業していく。 （措置の具体的効果） ・松山市の啓発 「道後・松山」を表示した原動機付自転車が動く広告塔となる。 ・地域への想い 　松山市民をはじめ、全国各地の松山市出身者に対し、松山市への思いを醸成させるメッセージを共同提案事業者と共に発信できる。 ・安全運転の向上 　注目されることにより運転マナーの向上に寄与する。	D	－	・軽自動車税において標識は課税客体を把握し徴収を確保するため、市町村の条例で定めるところにより交付することとされている。 ・様式の変更については、通知の趣旨を逸脱しない範囲内であれば可能。例えば、市名を「道後・松山」と表記することについては、課税団体の明示が十分でないことから、「松山市」と表記したうえで、標識の余白部分を使用して表記することは可能。その際には、標識取付用の穴の位置を変更する等、住民、原動機付自転車等の製造・販売業者等に負担を生じさせないよう配慮する必要があり、また、近隣市町村等の関係行政機関、その他関係機関と予め十分に連絡・調整を行う必要がある。	課税客体を把握し、徴収を確保するのは市町村である。その主体が課税客体を把握できると判断できるのであれば、○○市という記載部分については、ある程度自由に設定しても弊害は無いと思われる。 なお、本提案内容については事前に警察庁及び国土交通省へも照会しており、公道の走行に際して、当該標識の様式に定めはなく、支障のない旨確認済みである。 全国的に有名な地名を活用するなどし、観光・地域振興に寄与すると判断できる場合において、本提案内容の措置を特区として活用できないか、右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	全国ブランドである「道後」の地域名をいれたオンリーワンのナンバープレートを活用して、あくまで観光・地域振興を図る目的で、独自性や唯一性を備えた「道後・松山」と表記する特例措置（全国展開ではない。）を請じていただきたい。 「道後・松山」と表記した場合、課税団体の明示が十分でないとのご指摘であるが、別紙の使用例や現況から判断して課税団体の明示は十分であると考えます。 参照　別紙1、2	C	－	・標識は賦課徴収の適正を目的として主たる定置場所在の市町村において交付するものであるが、標識交付後の原動機付自転車等が当該市町村内にとどまる保証はない。 ・再検討要請に、なお書きで「警察庁…へも照会しており、…支障のない旨確認済み」とあるが、警察庁に確認したところ、単に「道路交通法上支障がない」という意味であり、所有者の特定上支障がないと回答した訳ではないとのことであった。警察庁としては、所有者の特定のため標識に市町村名を記載すべきとの意見であった。 ・前回の回答により、通知の趣旨を逸脱しない範囲内であれば様式の変更も可能としており、「道後・松山」と表示することも否定していない。実際、他の団体においては別紙のような様式を活用しているところであり、このような方法を用いれば提案主体の目的は十分達成できるものと考える。	今回の申請は、松山市の観光拠点の一つである「道後」の地名をナンバープレートに表示し、観光・地域振興を図ることを目的としている。 軽自動車税の課税客体把握や所有者特定等のため、ナンバープレートから「市」を省くことが不可能な場合は、以下のいずれかの方法による課税団体の明示を可能としていただきたい。 （1）課税団体名をナンバープレートの上段以外の余白部分に表示する。上段中央部分には地域名等を表示可能とする。（参照　別紙1-1,2,3） （2）ナンバープレートの上段中央部分に地域名と課税団体名を併記することを可能とする。（参照　別紙2）	D	－	・原動機付自転車等の標識については、課税客体を把握し徴収の確保を期するため、その様式を全国的に統一することが望ましいことから、取扱通知において、依么や各様式を定めており、これを受け、各地方公共団体は条例において、それぞれの標識の様式を定めているところである。 ・その採用に当たっては、課税客体が当該市域を越えて移動するという性格のものであることから取扱通知の趣旨を踏まえるとともに、標識は税務行政上のみならず、その他の関係行政機関も使用している実態を踏まえて、近隣の市町村等の関係行政機関と予め十分連絡・調整を行うべきことは前々回にも回答しているとおり。	1066010	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省 経済産業省
0402250	原動機付自転車等の課税標識の選択制（松山選択希望制ナンバープレート特区②）	・取扱通知第四章八 ・通知「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日付自治市第30号）	標識については、各地方公共団体の条例の定めるところにより規定。	現行のナンバープレートに加え、①で提案しているナンバープレートを準備し、選択による交付を可能とする。	①の提案と併せ観光・地域振興を図るため、ナンバープレートの選択制を導入する。 　さらに緩和されたナンバープレートには希望ナンバー制を導入する。 　具体的には、 ・交付申請者は緩和されたナンバープレートと既定のナンバープレートの選択を可能とする。	既定のナンバープレートとの選択制とする弾力的な運用を行うことで、特例措置の円滑な実施を図る。 （措置の具体的効果） ・導入効果による振興策 　共同提案事業者の民間活力を活用し、導入効果や措置の周知拡大を行うことで、観光・地域振興を図る。	D	－	・標識の選択制については同一税率区分に二種類以上の標識を使用することから、賦課徴収事務等に支障がないよう慎重に取り扱う必要がある。なお希望ナンバー制については適切な運用により導入は可能である。	原動機付自転車等の課税標識について、提案内容のような選択制を導入可能な旨、地方公共団体へ周知し、事務の明確化ができないか検討されたい。		D	－	・標識は賦課徴収の適正を目的として交付するものであり、二種類以上の標識について選択制を導入することは、賦課徴収事務等に支障がないよう慎重に取り扱う必要がある旨、前回回答したところであり、他の地方公共団体への周知は適当でない。 ・なお、前回回答における「希望ナンバー制」は所有者の希望する「数字」という意味である。	上記①の提案内容の実現が可能な場合、現在使用している課税標識との混在が予想されるが、いずれも課税主体の特定に問題が無い場合であれば、選択制の導入は可能であると思われる。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	①で提案しているナンバープレートと現行のナンバープレートとの選択による交付を可能としていただきたい。 具体的には、 （1）①で提案しているナンバープレートについては、希望ナンバー制の実施やレイアウトの独自性を表示するようなプレミア性を付加するなど、弾力的な運用をモデル的に行ないたい。 （2）選択を可能とすることによって、①で提案しているナンバープレートを発行する際の手数料徴収と、交付申請者の利便性の向上を図りたい。 なお、システムについては、既存システムを市町合併時に大規模な改修を行なっていることから、一部修正という対応で可能なため、費用はほとんどかからないものである。	D	－	・本提案内容については前回、前々回にも回答したところ。 ・本来、原動機付自転車等の標識は課税客体を把握し徴収を確保するためのものであり、二種類以上の標識について選択制を導入することにより、賦課徴収事務等に支障がないよう慎重に取扱うべきである。 ・また、課税客体が当該市域を越えて移動するという性格のものであること、さらには標識は税務行政上のみならず、その他関係行政機関も使用している実態を踏まえるべきである。	1066020	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省
0402260	原動機付自転車等の課税標識交付時の手数料徴収（松山選択希望制ナンバープレート特区③）	地方自治法第227条	（手数料） 第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。	松山選択希望制ナンバープレート特区①で提案している緩和されたナンバープレートを新たに交付する場合に発生する手数料について、徴収を可能とする。	・緩和されたナンバープレートを選択した場合は、新規の申請であっても特定の個人のための事務に該当することから、手数料の徴収が必要となる。 ・希望ナンバー制を選択した場合も同様の理由から、手数料の徴収が必要となる。 　なお、既定のナンバープレートについては希望ナンバー制を導入せず、従前の取扱いとする。	観光・地域振興をさらに推し進めるため、ナンバープレートの選択制や希望性を活用する。 （措置の具体的効果） 　①②及び③を併せて実施することにより、地域再生計画における交流人口拡大の施策や、松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けたさらなる取組みを可能とする。その際、緩和されたナンバープレートを選択した場合等に生じると思われる手数料の扱いについて、明確にする必要がある。	D	－	（手数料について）一般的に、地方公共団体が特定の者のために行う事務については、条例に位置づけるのであれば、手数料を徴収することが可能であるところ。	原動機付自転車等の課税標識の交付業務において、選択制等を導入した際には、手数料を徴収することが可能な旨、地方公共団体へ周知し、事務の明確化ができないか検討されたい。		D	—	現行地方自治法上、条例に位置づけるのであれば、手数料を徴収できることについては疑義のないところ。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	現行地方自治法上、条例に位置づけるのであれば、手数料を徴収できるとのことであるが、本市が現行のナンバープレートとは別に独自のナンバープレートを交付することは、地方自治法第227条中の「特定の者のためにするもの」に該当し、条例を定めることにより、新規、変更等にかかわらず手数料を徴収できると考えてよいか。 　また、独自のナンバープレートに併せて希望ナンバーを交付する場合は、上乗せして手数料を徴収できると考えてよいか。	D	—	前回回答にも示しているとおり、現行地方自治法上、手数料の徴収については条例に位置づけるのであれば、これを徴収できるものである。	1067010	松山市	総務省

コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	関係法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案番号	提案事項管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0402071	税滞納者に対する納付請求権を徴収嘱託員に付与する	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成17年4月1日）などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進としていることである。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではない」とされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税吏員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とし、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	C	I	地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不適当であると考えている。 なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。	徴収業務において、一般的な納付要請の事務と、公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3ヶ年計画においても、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることはできないか。 右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	租税の性格上不適当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることであり「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収嘱託員による効率的な納税督促活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収嘱託員に「2年以下の懲役、100万円以下の罰金」を科すことができるため、地公法・地税法の義務・罰則は条例で代替可能と考えるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。	C	I	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成17年4月1日総税企第79号）などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。 なお、地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不適当である。	先日改定が閣議決定された公共サービス改革基本方針において、「平成18年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知する」としているが、本提案内容に関連する事項について明確になるとの理解でよろしいか。 また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する」としているが、本提案内容も含めて検討しているという理解でよろしいか。 右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	今回の提案募集において、貴省は、「法律と同程度の罰則を設定しなくとも、民間に委託した公共事務の公正を実現可能と回答した。一方、条例で同等の義務・罰則を設けられるにも係わらず、貴省はこれまで、地方税徴税事務に係る特区提案に対し「その他の職員等には法律（地公法・地税法）による義務・罰則が適用されないため民間活用は不可」と回答してきた。なぜ「条例による公正さの担保」に係る評価が、地方税徴税事務に係る民間活用提案への回答と方向性が全く異なるのか、お示しいただきたい。また、貴省のいう「租税の性格」とは具体的に何を指すのか、併せてお示しいただきたい。	C	I	再々検討要請にあるように、地方税の徴収業務について、ノウハウを有する民間事業者のさらなる活用を推進する観点から、自主的納付の呼びかけ業務を含め、現行法の範囲内で先進的な地方団体が取り組んでいる具体的な事例を平成18年度中に周知する予定である。 また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する」ことについては、公金全般についてそれぞれ所管の府省においてそれぞれの公金の性格や民間事業者の活用の実情等を踏まえ、検討されるべきものと承知。 （なお、地方税を含む税については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、こうした性格等を踏まえた検討が必要。）	1082030	草加市	総務省 法務省
0402072	税滞納者に対する納付請求権を徴収嘱託員に付与する	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成17年4月1日）などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進としていることである。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではない」とされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税吏員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とし、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	C	I	地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不適当であると考えている。 なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。	徴収業務において、一般的な納付要請の事務と、公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3ヶ年計画においても、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることはできないか。 右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	租税の性格上不適当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることであり「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収嘱託員による効率的な納税督促活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収嘱託員に「2年以下の懲役、100万円以下の罰金」を科すことができるため、地公法・地税法の義務・罰則は条例で代替可能と考えるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。	D	—	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成17年4月1日総税企第79号）などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。 なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。			D			1082030	草加市	総務省 法務省
0402080	守秘義務規定の適用解除	地方税法第22条	市債権の回収に関する調査事務により入手した情報（秘密事項）については、所管する事務以外の業務では活用できない。	同一の債権者（市長）が同一の債務者（滞納者）に対し、同一の法律（国税徴収法）に基づき同一の行為（債権回収：財産調査や滞納処分等）を行う場合には、守秘義務の解除を行う。	市財政にとって大きな圧迫要因となっている市税や国民健康保険料等の収入未済額を大幅に縮減するとともに市民負担の公平性を確保するために、積極的な徴収強化を推進する。 具体的には、国民健康保険料、介護保険料及び保育料（自力執行権を有する市債権）を徴収する部門と税部門を統合し、税務調査等で名部門が取得した情報を相互活用することにより、効率的な滞納整理を実施する。滞納者の一元管理（情報の共有化）により、より的確な納付交渉が可能となるため、徴収率の向上を図るとともに、事務負担の軽減による職員数の減少（行革効果）も期待できる。	提案理由： 市債権の回収に関する調査事務により入手した情報（秘密事項）については、所管する事務以外の業務では活用できないため、各担当部局において同一の滞納者に対する調査を重複して行うとともに、それぞれ納付催告を行っている。また、差押財産（預金等）に残余がある場合でも、他の市債権への充当ができないため、滞納者に返還せざるをえない。これらの弊害を解消するためには、守秘義務規定の解除が必要であり、当該規制緩和は、調査を受ける側の金融機関等の事務負担の軽減や国民健康保険の「税」から「料」への移行の促進にも資するものと考えられる。 代替措置： 今回の規制緩和を実施しても、対象は必要最小限の滞納者情報であり、その効果は自治体の枠内で完結するものであることから、守秘義務の趣旨を損なうものではないと考えている。	D	—	国民健康保険料に係る滞納者の所得情報（以下滞納者情報という）については、国税徴収法第141条の規定に基づき、滞納者等に対して財産に関し必要な質問及び検査への応答義務が課されていることから、当該情報は、滞納者との関係においては、秘密ではないと考えられる。 併せて、同法第146条の2の規定に基づく国保担当課からの照会又は協力依頼に対しては、滞納者情報を受け取った国保担当課にも守秘義務（罰則規定あり）が課されていることから、税務担当課が必要な範囲内で滞納者情報を提供することは、現行法上可能である。（国税徴収法の適用を受ける介護保険料、保育料についても同様。） なお、各団体の個人情報保護条例等にてらし、滞納者情報の取扱いについては慎重に対応されたい。	地方税法において、調査事務により入手した情報（秘密事項）については、所管する事務以外の業務では活用できないという規定があるため、情報を共有して良いのか、判断に悩むケースが多々あると思われる。 ついては、貴省回答内容について地方公共団体へ周知し、事務の明確化ができないか検討されたい。	北九州市の提案に対する回答が、ホームページに公表されることを通じて、周知されるものと考えている。	D	—	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成17年4月1日総税企第79号）などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。 なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。			D			1037010	北九州市	総務省

コード	管理	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案番号	項管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0402290		地方公務員のサラリーゲット制（年俸制）	地方公務員法第27条第2項	職員は、・・・条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。	本市では、管理職職員（主にスタッフ職等の希望者）へのサラリーゲット（年俸）制の導入を検討しており、年俸については、基本給と業績給で決定することを想定しています。想定では、基本給は、最低基本給のみを給料表で定めるため、地方公務員法第25条第6項の給料表に関する規定の緩和が必要であり、また、業績給は、業績評価の結果で決定するため、年度により年俸の減額も想定されることになり、分限処分である降給を適用する必要が出てくるため、その要件を緩和する必要があるものです。	年俸による給料表を作成します。年俸は、基本給に業績給を加えたものとし、業績給については、業績評価制度の結果を反映するものとします。また、前年度の年俸より減額されることも想定されるため、地方公務員法第27条第2項に基づく分限処分である降給について、新たに条例で定めるものとします。給料の支払いについては、年俸を12で除し、毎月の給料日に支給するものとします。	年功によらず、評価期間における組織及び職としての事業目標を設定し、その目標の達成度を成果として評価することにより、給与面からの意識改革を行い、チャレンジングな組織へと脱皮することを目標にしています。今回の提案は、管理職職員へのサラリーゲット制（年俸制）の導入を検討するに当たり、地方公務員法に基づく給料表の規定及び分限処分（降給）の適用緩和を求めるものです。給料表については、最低基本給のみを規定し、業績により給料額を変動するものとなるため、実際に支給される給料額が給料表に明示されていないことになります。また、地方公務員法における分限処分は、職員の職責を十分に果たすことができない場合としており、その場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として分限処分を行うことが認められています。この趣旨には、いわゆる業績評価による処分は想定していないものと考えます。	C		提案されている給与制度は、次の理由から適切でないと判断せざるを得ないものである。 ・　地方公務員の給与については、職員の職務と責任に応ずるものでなければならないという職務給の原則があるところ、同一の職（同一の級・号）において、異なる給料が支給されることとなり、職員の職責と給料が関連づけられずに不適切であること。 ・　地方公務員の給与については、住民自治の原則に基づく住民の同意が必要であることから、条例に基づいて支給されなければならないという給与条例主義の原則があるところ、最低基本給のみを条例で定めることは、明確にこの原則に反すること。 なお、勤務成績に応じた給与上の措置については、現行制度においても、勤務実績に応じて、昇給幅の決定や勤勉手当の成績率への反映を通じた給与の増減額が行えるところであり、提案団体の要望の趣旨は、まずは提案団体において国の給与構造改革に準じた給与構造見直しを行い、適切に運用することにより、十分実現できるものである。	貴省が適切ではないと判断している項目について、1点目は提案者からの再意見により適切であると判断され、2点目については、最低基本給の他に、業績給の幅を定めることにより、適切と判断できるのではないか。右提案主体からの意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	サラリーゲット制においても、管理職職員としての職務・職責に応じた基本給を設けることにより、職務給の原則から外れるものではないと考える。また、条例主義についても業績給の上限額を条例で定めることにより対応可能と考える。なお、現行制度においても、業績を給与に反映させることは可能であるが、昇給幅の決定に用いた場合は、業績による昇給は可能であっても降給を行うことはできないこと、また、勤勉手当の成績率の反映についても、成績率という限られた中での増減しか行えないため、反映される額も限られており、当市が求めているサラリーゲット制（年俸制）をこれらの方法により代えることはできないものと考える。	C		公務員には、政治からの中立性を担保するために身分保障が認められており、行政の継続性と安定性を確保するために、任命権者が任意に職員に対して不利益な処分を行うことは否定されている。逗子市の提案のように、任命権者が、職員の給与決定にあたり、級・号給を変更することなく、業績に基づき一定期間、一定割合の本給の減算を行うことは、実質的に降給と同様の効果をもたらすことになると考えられ、このことは、地方公務員法が分限処分について厳格に規定することにより確保しようとしている職員の身分保障の趣旨に反する。 次に、地方公務員の給与には、条例に基づいて支給されなければならない給与条例主義の原則がある。これは、公務員の地位の特殊性と職務の公共性から労働基本権に一定の制限が加えられていることの代償措置的性格を有するものとして、公務員の給与は条例で明確に定められなければならないという要請に加えて、公務員の給与には住民自治の原則に基づく住民の同意が必要であるという民主主義の要請に基づくものである。基本的給与である給料について、逗子市提案の制度のようにその上限を条例で定めるのみでは、個々の職員の権利保障という観点からも、住民による民主主義的なチェックという観点からも、給与条例主義の趣旨に反する。 また、逗子市において「管理職職員としての職務・職責に応じた基本給を設けることにより、職務給の原則から外れるものではない」としている「基本給」の定義自体が、そもそも「給料」にあたるものと解されるから、「業績給」については、実質的に地方自治法第204条第2項に規定されていない手当の新設を提案するものにほかならない。この地方自治法の規定は、地方公務員に対して支給することができる手当を限定列挙することにより、手当が乱立することを防ごうとする給与体系の根幹をなすものであるから、特区による対応は認められないものである。また、国家公務員の制度との均衡を求めている地方公務員法の基本にも抵触する恐れがある。 なお、前回回答においても指摘したとおり、国の給与構造改革に準じた給与構造見直しを実施していれば、現行制度においても、勤務実績に応じて、昇給幅の決定や勤勉手当の成績率への反映を通じた給与の増減額が行えるところである。提案団体においては、要望の趣旨を実現すべく、勤務成績をより反映させやすくするという給与構造改革の趣旨を踏まえて、まずは現行制度を適切に運用すべきである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	提案は、あくまでも希望する職員に対し導入しようとするものであり、業績給部分の額の変動により給料の額が下がったとしても職員の身分保障を害するものではない。また、希望する職員に導入するのであるから職員の権利保障の問題は生じないこと、制度導入にあたっては必要な条例改正等を行うものであるから当然、議会制民主主義によるチェックは行われる。さらに、「業績給」については法定外の手当であるとの見解については、給料を「基本給」と「業績給」に区分しただけであり、あくまでも給料である。前回意見のとおり、給与構造改革によるもの以上に民間企業等で既に導入されている年俸制という、より業績を反映した給与制度を目指すものである。	C		希望して逗子市提案の制度を適用される職員も、公務員であることにかわりはないから、前回回答で指摘したとおり、任命権者が、職員の給与決定にあたり、級・号給を変更することなく、業績に基づき一定期間、一定割合の本給の減算を行うことは、実質的に降給と同様の効果をもたらすことになると考えられ、このことは、地方公務員法が分限処分について厳格に規定することにより確保している職員の身分保障の趣旨に反する。 なお、職員の身分保障は、政治からの中立性を担保し、行政の継続性と安定性を確保するために認められているものであるから、職員の希望により放棄したから問題を生じないというものではない。また、「業績給」があくまでも基本給である「給料」であるというのであれば、これについても前回回答で指摘したとおり、基本的給与である給料について、逗子市提案の制度のようにその上限を条例で定めるのみでは、個々の職員の権利保障という観点からも、給与条例主義の趣旨に反する。 なお、繰り返しになるが、国の給与構造改革に準じた給与構造見直しを実施していれば、現行制度においても、勤務実績に応じて、昇給幅の決定や勤勉手当の成績率への反映を通じた給与の増減額が行えるところである。提案団体においては、要望の趣旨を実現すべく、勤務成績をより反映させやすくするという給与構造改革の趣旨を踏まえて、まずは現行制度を適切に運用すべきである。	1103010	逗子市	総務省
0403000		任期付短時間勤務職員の採用要件の緩和	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年五月二十九日法律第四十八号）第5条	任命権者は、各類型に応じた要件を満たす場合、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。	過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者、夜間のみの勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用が可能となるよう、任期付短時間勤務職員の採用について、法定の要件以外に、条例で定める場合における採用を可能とする。	条例で定める要件で任期付短時間勤務職員を採用する。	現行法で定めている一定期間における業務量増加への対応など公務の効率化等を図るための採用だけでなく、条例で定める場合の採用を可能とすることにより、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用を可能とする。	C	－	公務の運営については、公務の中立性の確保、公務の能率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われているが、任用・勤務形態の多様化を図る観点から、任期付短時間勤務職員制度等を導入しているところである。 貴県要請における「過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務」が想定している従事する事業の範囲やこれらの事業に従事する期間・頻度が明らかではないが、このような勤務を恒常的に実現するための制度は、民間においても設けられているとは考えられず、公務員制度としてそのような制度を設けることは困難である。 なお、国においては配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇が認められており、これと同様の制度を地方公共団体においても導入することが可能となっている。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	本提案は、労働者が自らのライフスタイルに応じて能力が発揮できるよう、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者や、夜間のみの勤務を希望する者などに対して雇用の場を提供しようとするものである。また、公の施設の管理業務や病院の夜間看護業務などに、常勤職員と短時間勤務職員を組み合わせて配置するなどにより、柔軟な執行体制を執ることができるとともに、一層の定員の適正化を図ることができるものと考える。民間企業における短時間正社員制度の導入はまだ少ない状況にあるが、今後、導入する企業が増加していくものと考える。（別様有(1)）	C	－	公務の運営については、公務の中立性の確保、公務の能率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われており、任期付短時間勤務職員制度にこのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、導入されているものである。具体的には、①一定期間内に業務終了が見込まれる場合、②一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合、③対住民サービスを向上し、又は向上されたサービスを維持する場合等に任用できる制度となっており、貴県要請の「公の施設の管理業務」等においても、一定の場合には、正式次第で短時間勤務職員の活用を図ることができるものと考えられる。また、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における任期付短時間勤務職員の任期については、過剰なサービスの提供や、需要に対して的確に対応できないサービス体制を存置することにもつながりかねないことから、サービスの水準が適切かどうかを判定、見直すための区切りの期間として、原則3年が適当とされたところ。さらに、任期の定めのない任用を基本とする地方公務員制度にあって、いたずらに長期の任期とすることは若年定年制的な機能を持たせるおそれもあるところであり、貴県要請のように、5年を超えて任期の上限を条例で定めることとすることは、不適当である。	現行制度上、任期付短時間勤務職員は、「単に現状のサービスの提供時間や提供体制を維持すること」とは、採用できないとされており、前回の意見で述べた公の施設の開館業務又は病院の夜間看護業務について、現状のサービス提供体制を維持したまま、その効率化を図ろうとする場合には、要件を満たさないことから、採用することができないこととなる。任期付短時間勤務職員の採用要件を緩和することで、業務執行体制の一層の効率化を図るとともに、労働者の多様な働き方の受け皿となりうるものと考える。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	C	－	公務の運営については、任用・勤務形態の多様化を図る場合にあっても、まずは、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から考えられるべきものである。現行制度は、このような観点を踏まえつつ、各地方自治体における人材活用の自主性・人事政策の多様性の確保のために新しく導入したものであり、まずは、現行制度の活用を図っていただきたい。	1080050	兵庫県	総務省
0403100		任期付短時間勤務職員の任期撤廃	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年五月二十九日法律第四十八号）第6条	短時間勤務職員の任期は、3年（特に必要がある場合として条例で定める場合は5年）を超えない範囲で任命権者が定める。	任期付短時間勤務職員に係る現行の任期を撤廃し、3年又は5年を超えた任期を定めて任用することを可能とする。	3年又は5年を超える任期を定めた任期付短時間勤務職員を採用する。	3年又は5年を超える任期を定めた任期付短時間勤務職員を採用する。 可能とすることにより、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者、夜間のみの勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用を可能とする。	C	－	公務の運営については、公務の中立性の確保、公務の能率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。 任期付短時間勤務職員制度は、このような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されたものであり（平成16年8月）、短時間勤務職員を任期の定めなく採用する場合には、人事配置など長期的な人事管理に困難が予想されること等から、ご提案のような任期付短時間勤務職員に係る現行の任期を撤廃することは不適当である。 また、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における勤務時間等の勤務条件については、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているが、民間でも契約期間の定めのない短時間正社員制度のような雇用形態は、現時点で、一般的とは言い難く、また、国家公務員においても、そのような制度はないところである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	本提案は、恒常的に過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者や、病院の看護師として夜間のみの勤務を希望する者など、自らのライフスタイルに応じて能力が発揮できる雇用の場を提供し、併せて公務部門において広く人材の確保を図るものである。ご指摘のとおり、短時間勤務職員を任期の定めなく採用した場合には、長期的な人事管理が難しくなることが予想されることから、無任期で採用するのではなく、5年を超えた採用が可能となるように短時間勤務職員の任期の上限を条例で定めることができるよう提案するものである。（別様有(2)）	C	－	貴県要請の「恒常的に過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務」等については、貴県要請の「任期付短時間勤務の採用要件の緩和」における当課の一次回答で示したとおり。また、例えば、対住民サービスの向上又は向上されたサービスの維持として認められる任期付短時間勤務職員の任期については、過剰なサービスの提供や、需要に対して的確に対応できないサービス体制を存置することにもつながりかねないことから、サービスの水準が適切かどうかを判定、見直すための区切りの期間として、原則3年が適当とされたところ。さらに、任期の定めのない任用を基本とする地方公務員制度にあって、いたずらに長期の任期とすることは若年定年制的な機能を持たせるおそれもあるところであり、貴県要請のように、5年を超えて任期の上限を条例で定めることとすることは、不適当である。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	現行の任期付短時間勤務職員については、最大で5年間の任期しか認められておらず、サービスの水準の判定、見直しのための一定の区切りを設けたとしても、優秀な人材を引き続き確保するためには、現行の上限を超えた任用を可能とする措置が必要と考えられることから提案を行うものである。なお、民間労働者の有期労働契約については、必要に応じて有期労働契約の更新が可能となっていることから、民間労働者と同等の取扱いができるよう、従事する業務の状況や採用した職員の能力・適性を勘案し、必要に応じて5年を超えた任期の上限を条例で定めることができる措置を求めるものである。	C	－	貴県再検討要請に対する当課の回答で示したとおり、サービスの水準が適切かどうかを判定、見直すための区切りの期間としては、原則3年が適当と考えているところ。また、任期の定めのない任用を基本とする地方公務員制度にあって、いたずらに長期の任期とすることは若年定年制的な機能を持たせるおそれもあるところであり、貴県要請のように、5年を超えて雇用することは、不適当である。	1080060	兵庫県	総務省
0403200		健康保険法及び厚生年金保険法における育児休業による保険料免除の対象者の拡大	－	－	健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）における「育児休業」による保険料免除は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）による「育児休業」でなければ対象とはならない。 「育児休業」の定義を雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）同様、「子を養育するために休業した場合」と読み替えるもの。	地方公務員の非常勤職員は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」のどちらの適用もないため、事業主の承認を受けて育児のために休業をしたとしても健康保険料、厚生年金保険料の免除を受けることはできない。 また、休業中も事業主と雇用関係があるため、休業期間、健康保険及び厚生年金の資格を喪失して、配偶者の被扶養者となることもできない。 保険料免除の対象とすることにより、育児のために休業する非常勤職員の経済的支援はもとより、これから妊娠しようとする非常勤職員に、安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えようとするもの。	豊中市は現在厳しい財政状況にあり、職員定数の適正化を図るとともに市民サービスを維持・向上させていくため、臨時職員や非常勤職員を活用するとともに、任期付短時間勤務職員制度を導入したところである。 現在約1500人の非常勤職員が職務に就いており、市政運営には非常勤職員は欠かせない存在となっている。 また、豊中市は大阪のベットタウンとしての役割を果たしており、配偶者の転勤によりやむを得ず離職した方や子育て中でフルタイム勤務が困難な方等の多様な就労ニーズも十分あると想定する。 今後も多様な雇用形態の職員を活用しながら、より一層、効率的・効果的な行政運営を目指していくためには、豊富な知識や経験と高い能力を持った非常勤職員の確保が必要であり、これら職員が妊娠や出産で就労を断念することなく、安心して妊娠・出産・育児のための休業をし、復職できる環境を整備したい。	E	I	ご要望に係る制度の所管省庁は厚生労働省であり、厚生労働省からは以下のように回答。 「育児・介護休業期間中の保険料免除措置は、世代間扶養の仕組みである公的年金制度及びそれと類似の観点も含まれる公的医療保険制度において、次世代育成支援も重要な課題であることから、設けられているものである。 この措置は、「保険料を負担しその実績に基づいて給付を行う」ことが基本である厚生年金保険制度及び健康保険制度において、極めて例外的な取り扱いであることから、労働者の権利として広く社会的合意が形成されている育児・介護休業法に定める育児休業等の期間に限って対象としているものであり、その範囲外の休業期間を対象とすることは困難である。 なお、雇用保険制度における育児休業給付は、「雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う」という法目的に沿って給付対象が規定されているものであり、厚生年金制度における保険料免除という極めて例外的な措置の対象と同列に論じることは適当でない。」			E	I					E		1016010	豊中市	総務省 厚生労働省

コード	具体的事業を実現するための必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案番号	提案事項管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0403050	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証票法第4条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売を可能とする為、当せん金付証票法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証票の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、颱の伝統である「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させる、又、地域観光事業にも資すると考える。 地域基金使用用途は、 ①台風、地震、津波等の天災後の復興支援 ②若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付 ③地域産業振興用低利貸付 ④町並み保存 ⑤高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営) ⑥子育て支援(共稼ぎ夫婦の為の託児サービス、情報誌作成) ⑦環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進) ⑧都会と地方の交流 ⑨生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行)	提案理由： 颱町に残る江戸時代からの伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともらしさ」となっている。 それと同時に、颱町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。 代替措置： そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となり、継続的な地方交付金に依存しない地域再生が実現可能と考える。	C	I	1　宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。 2　市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ、オータムジャンボ）を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するとの同様の結果が得られているもの。 3　この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分などのように行うかという問題に帰着するものであるが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村とが発売方法や収益金の配分について了解したものである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	本提案の目的は、地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域基金の資本とする事で、広く多くの人々に一種の寄付行為として、参加を促す行為であり、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事である。特定の目的実現の為に行うものであり、今までの宝くじとは、目的や意義を異にするものである。	C	I	市町村振興宝くじの収益については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村において公益の増進のための事業に効率的に活用することが可能。					C	1032040	個人	総務省
0403400	博物館施設の独立法人化に向けた地方独立行政法人に定める業務範囲の拡大	地方独立行政法人法第二十一条第一項第五号、地方独立行政法人法施行令第四条	○地方独立行政法人法 （業務の範囲） 第二十一条　地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一～四（略） 五　公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。 六（略） ○地方独立行政法人法施行令 （公共的な施設の範囲） 第四条　法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。 一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設 二　会議場施設、展示施設又は見本市場施設であって総務省令で定める規模以上のもの	地方独立行政法人法に規定されている業務範囲に関し、「公共的な施設で政令で定めるもの」に新たに博物館施設を加えて地方独立行政法人の対象とすることにより、市民の財産である館蔵品等の継続的かつ適正な維持・管理を実現するとともに、当該施設を核とした都市経営戦略の展開を通じて施設の有するポテンシャルを最大限発揮させ、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図る。	独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営によって資料の収集・保管や展示・活用、調査研究、教育普及などの基幹業務における継続性を確保する一方、博物館施設群として人材育成の受け皿となる組織を形成する。この結果招来される集客力や広告宣伝力の強化、企画展示力にも反映される専門性の向上、外部資金の導入やコスト削減などスケールメリットを活かした経済性の向上、ブランド形成、NPOや外部人材、大学等専門研究機関との連携強化など施設の集積効果を今後の都市経営の展開上の契機となし、市民が享受できるサービスの拡充はもとより、都市の創造性の向上や経済効果の拡大を図る。	提案理由： 本市は、天王寺動物園（大正３年）や市立美術館（昭和１１年）をはじめ、別紙のとおり国内有数の博物館施設を整備してきた。 今年度中の開定を目指している都市戦略上の拠点施設として、左記のような施策効果をねらってこれらの施設の強みを最大限に引き出して運営していくには、経営基盤の強化とともに、資料の保全、調査・研究、展覧会等の企画など基幹業務における継続性の確保と中長期的な視点をもった事業展開が不可欠である。しかし、期間を指定する指定管理者制度では継続性の確保は保証されず、反面、必ずしも地方公共団体が直接の事業実施主体（直営）である必要はないと考えられる。 こうした事業特性に鑑みれば地方独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営が有効と考えられるが、現行法令では当該施設は対象業務に含まれていないため、地方独立行政法人化が選択肢のひとつとなるよう制度的な保証を望むものである。	C	Ⅲ	地方自治制度上、地方公共団体の公の施設の管理手法としては地方公共団体が直接管理する方法、あるいは、設置の目的を効果的に達成するため法人その他の団体に管理を行わせる指定管理者制度があるところである。 行政の減量化及び民間活力の発揮が求められていることから、ご提案については、指定管理者制度の活用を図るべきものである。	国立博物館はすでに独立行政法人化されており、弊害も見あたらないことから、同様の運用を地方公共団体においても取り入れられないか。また、博物館施設について、直営又は指定管理者での管理運営が可能であれば、独立行政法人による管理運営も当然可能と考えられることから、地方公共団体の選択肢を増やすことができないか。右提案主体の意見も踏まえて、再度検討し回答されたい。	博物館施設の管理運営は、行政の減量化が求められている中、直営では課題が多いと考えます。一方、本市博物館施設でも導入済みの指定管理者制度の下では、継続性の確保という業務の根幹にかかわる課題が顕在化し（補足資料１）、日本博物館協会や日本学術会議でも取り上げられています（補足資料２）。民間活力の発揮については、例えば経営感覚のある人材を登用する場合、期間指定の指定管理者制度の下では十分な効果は期待できません。本市としては、都市戦略の観点からも、公的関与を確保しつつ施設の設置目的を最も効果的に達成させるための有効な選択肢として、国と同様、公立博物館でも独立行政法人制度が適用できるよう要望します。	C	I	地方公共団体における事務・事業の在り方については、 ①廃止、②民間譲渡、③指定管理者制度の導入を検討すべきものであり、地方独立行政法人制度は、これらの活用を図ることが困難な場合にその活用を検討すべきものである。 また、地方独立行政法人が博物館の設置及び管理を行うこととする場合には、 ①当該博物館の博物館法における位置付けや、 ②教育委員会による関与の見直しについての検討が必要不可欠となるものである。 したがって、これらの環境が整えば必要な検討を行うことも考えられるが、当面は指定管理者制度の活用を図っていただきたい。	提案主体は、博物館施設を独立法人化することにより、所有している各施設の経営基盤を強化し、これらを拠点とした都市経営戦略を策定中であり、早急な対応を求めている。 文部科学省において、博物館制度全体のあり方について検討されていることから、関係省庁と調整のうえ、博物館施設の独立行政法人による管理運営について可能とする事ができないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し回答されたい。	本市においては、市民の財産である館蔵品の保全等の観点から廃止や民間譲渡は考えられず、指定管理者制度では事業の継続性の確保が課題です。 地方独法化については法案審議段階で、今後の対象化に向けて教育委員会や関係団体の意見を聞き、施設の特性も踏まえて検討するとされています（補足資料１）。また、博物館法における位置付けについては、国の施設は相当施設となり、審議会答申や提言で要件の緩和や撤廃が求められています（補足資料２）。 事業の継続性確保という喫緊の課題を解決し、本市の都市戦略に照らし地域の特性に応じた運営形態が選択できるようにするため、早急に地方独立行政法人化が可能となるよう重ねて要望します。	C	I	1075010	大阪市	総務省 文部科学省
0403550	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士法第1条の2、1条の3、2条	第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。 第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。 一　行政書士試験に合格した者 二　弁護士となる資格を有する者 三　弁理士となる資格を有する者 四　公認会計士となる資格を有する者 五　税理士となる資格を有する者 六　国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上）になる者	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。	1．行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「代しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言える。 2．行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 3．他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に帰する。	C	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士法第2条に定める者が行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえ、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。 さらに、行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実態につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされることが適当と考える。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答されたい。	1．各士業は、各業界団体による指導及び連絡がなされており、各監督機関による監督も行われている。 2．より専門性が高い各士業が行政書士業務を行うことは、国民の法益の保護及び利便に資する。 3．各士業の人数は十分にいるため、これらの者が行政書士業務を行うことができれば、国民の利便性が非常に高まる。 4．「規制緩和推進3か年計画」における「行政書士の業務独占の在り方」については、十分に審議が尽くされていない。 （別様に詳細有り）	C	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士法第2条に定める者が行政書士名簿への登録を受け都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。 さらに、行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実態につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされることが適当と考える。			C	1017010	個人	総務省
0403600	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」（「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発）の為の情報公開に関する事項	－	－	情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているものに登記簿等と記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を含む国有地等の情報公開を求める。	①練馬区内に所在する未利用国有地（6件）の情報 ②一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物納物件の情報 ③宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地 以上の３点について情報公開を求めたいが、登記簿等については情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和して頂きたい。これにより、国有地等の情報が明らかになれば、区のまちづくりに有効的に利用が図られ、虫食い状態の政府未使用地等未利用地の解消にもなる。(別様資料：5)	練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も競売等売却情報が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づく入手は困難である。そこで、まちづくりの核として利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。	D	－	提案者は、未利用国有地の情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）において、登記簿等が適用除外とされているため、これらの情報が公開されないとしている。 しかし、登記簿等については、個人情報等の情報公開法の不開示情報まで開示範囲に含む独自の完結した体系的な開示制度が、不動産登記法で定められていることから、情報公開法の適用除外としているものである。 したがって、登記簿等の閲覧を希望するのであれば、不動産登記法の規定に則して請求いただきたい。 なお、①～③の情報については、財務省の回答のとおり、ホームページで閲覧可能である。			D	－					D	1079010	すずしろ環境開発事業協同組合	総務省 法務省 財務省
0403700	投票所入場整理券の交付時期の緩和	公職選挙法施行令第31条第1項 農業委員会等に関する法律施行令第6条	市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされている。	公職選挙法施行令第31条第1項に規定される、投票所入場整理券の交付時期を市の裁量により、早くすることができるようにする。	投票所入場整理券を早期に交付することにより、選挙期日などを周知するとともに投票しやすい環境をつくり、投票率の向上をめざす。	公職選挙法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令に基づき、投票所入場整理券の交付は、公示又は告示日以前にできない。しかしながら、人口の多い当市の郵便による方法では、郵送完了までに一定期間を要し、あらかじめ選挙期日や期日前投票などに関する内容をひろく周知することは困難であり、特に選挙期間が短い市選挙では、その影響は大きく、投票しやすい環境の阻害要因となっている。ただし、事前に無投票が想定されるような選挙では、選挙の確定を待って交付すべき場合もある。したがって、有権者の利便性や影響などを総合的に勘案し慎重に交付の時期を定め、交付の時期を公示又は告示日以後と画一的にすることなく、市の裁量によることができるようにすべきと考える。なお、選挙時登録者は、当該法律施行令に規定されているとおり公示又は告示日以後すみやかに交付すべきもので、市の裁量により交付の時期を定めることは望ましいことではない。	D	－	投票所入場券は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付することとされており、各団体で工夫して、できる限り早期に交付できるよう努めているものと承知しています。 また、選挙期日、期日前投票など選挙に関する周知・啓発については、各団体で工夫して、積極的になされているものと考えている。 なお、投票所入場券は、その事前の交付によって選挙人に選挙日時、投票場所を周知させ、かつ、投票当日の投票所において選挙人であることを確認する一手段にすぎないものであって、投票所入場券を提出しない者に投票させても違法ではないとされている。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答されたい。	当市では、投票所入場整理券の早期交付が選挙人にとって、選挙期日や期日前投票制度など選挙参般に関する情報の周知、啓発を図るとともに、投票しやすい環境づくりに有効な手段として積極的に検討を進めてきたところである。今回、現行規定により対応可能であるとの回答をいただきましたが、具体的にどこが可能なのかを伺いたい。選挙期間の短い市選挙に限定して、市の裁量により、早期交付（告示日以前）することを認めていただけないか。 なお、入場整理券は本人を確認する一手段であり、投票することができる者は、選挙人名簿に登録されているとともに、当日選挙権を有するものであることから、入場整理券を持参した者が絶対的に投票できる者ではないと考えている。	D		投票所入場券は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付することとされており、各団体で工夫して、できる限り早期に交付できるよう努めているものと承知している。 現行においても、例えば、郵便局と連携して投票所入場券を円滑かつ効率よく配達することや職員が投票所入場券を直接交付すること等の工夫が可能であると考えている。 また、選挙期日については広報車、啓発物品等による臨時啓発、期日前投票制度についてはホームページへの掲載、冊子の配布等による常時啓発等、その周知・啓発については各団体で工夫して、積極的になされているものと考えている。			D	1043010	川口市	総務省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0403800	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストの頒布ができるとともに、マニフェスト作成を公営とする特区	公職選挙法第142条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。	公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策などを記載したパンフレット又は書籍で、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ1種類を、選挙運動のために頒布することができるようにする。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合については、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額の合計額を公費とする。	選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配布が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることに繋がる。 このためにも、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性も含めて各党各会派で十分に議論がなされる必要があるならば、貴省から各会派に対し、その必要性を検討する機会を設けるよう呼びかけを行っていただきたく、前回に引き続き提案するもの。	C		地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか など、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答されたい。	前回に引き続いての回答であるが、これは貴省としては必要性を検討すべき問題ではない、ということか。国会の各党各会派における自発的な議論を期待するほかないということか。	C	I	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか など、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。 なお、現在、各党においていわゆるローカルマニフェストの頒布について議論されているものと承知している。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	いわゆるローカルマニフェストの必要性等については、先日自民党選挙制度調査会において、首長選の選挙期間中にマニフェストを記載したビラに限り配布を認める等の公職選挙法改正案がまとめられたのはご存知のことと思うので、次の4月の統一地方選挙にてローカルマニフェストを頒布できるよう法改正を行っていただくよう強く要望する。	C	I	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか など、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。 なお、現在、各党においていわゆるローカルマニフェストの頒布について議論されているものと承知している。	1029060	多治見市	総務省
0403900	自治体首長及び議員の立候補制限の解除	公職選挙法第89条、第90条	国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。 また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。	地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中にあっても、立候補することができることとする。	地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中にあっても、立候補することができることとする。このことにより、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易になり、地方自治の活性化に繋がる。 また、任期満了まで在職することが可能となるため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び議員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。 このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易ではなく、また、現職に任期満了まで在職することができないこととなっている。 特に、首長にあっては、その被選挙権において、住所が要件とされていないことからも、本来、流動性が高いものであり、トップマネージメントの強化にもかんがみ、他の公職への立候補が容易であることが望ましい。また、現職が任期満了まで在職することになり、現職についての責任が果たされるとともに、不在による事務執行上の不安定性が回避される。	C	I	・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答されたい。	御省の回答では、3点の理由を示されているが、各点について、以下のとおり、意見を提出させていただくので、御再考されたい。 ・選挙運動の不平等について：公職選挙法第89条第2項の場合においても同様である。よって、本件にのみ、懸念される必要はない。 ・職務遂行への支障：この点についても公職選挙法第89条第2項において同様である。また、本件提案では、失職することなく、その任期満了まで職務を遂行していただくことを、その提案理由の一つとしている。 ・候補者の乱立：本件では、現在の職の任期後に任期が開始する公職に限定しており、従前の資格を保持することにはならない。	C	I	・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。 なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	御省の回答の趣旨が明確でないが、御指摘の懸念のうち1点目と2点目については、公職選挙法第89条第2項の場合であっても同様であるとの意見を、既に提出したところである。 なお、同法第89条第2項の規定は、御指摘の通り同法第33条第1項の規定を受けたものであるが、御指摘の懸念と同法第33条第1項の間には、何ら関係がないと考える。 また、御指摘の懸念のうち3点目については、本提案では、現在の職の任期後に任期が開始する公職に限定していることから従前の資格を保持することにはならないとの意見を、既に提出したところである。	C	I	・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。 なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。	1029120	多治見市	総務省
0404000	地方公務員と地方議会議員との兼職	公職選挙法第89条、第90条	国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。 また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。	地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。	地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。このことにより、市民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保し、地方議会の活性化に繋げる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、単純な労務に雇用される職員以外の地方公務員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。 一方、第28次地方制度調査会の答申において「地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題」とされているところ。 地方公務員法第36条では、政治的行為を制限しているものの、当該職員の属する地方公共団体の区域外においては、一部の行為を可能としているところ。 地方公務員について、法により一律に公職への立候補を制限する必要性は、職員の政治的中立性の保障であり、地方公務員法第36条の規定と、その趣旨を同じくし、当該職員の属する地方公共団体の区域外に及ぶものではない。 このため、地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を認めることとするものである。	C	I	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答されたい。	御省の回答では、2点の理由を示されているが、以下のとおり、意見を提出させていただくので、御再考されたい。 ・職務遂行への支障：御省の回答では、御懸念される点が選挙運動期間中か、当選後かが明確ではないが、いずれにしても職務への影響については、年次有給休暇等により対応可能であると考える。 ・候補者の乱立：御省の回答では、当選後に職を辞することを前提とされているようであるが、必ずしもそうとは限らない。また、このような問題は、民間企業の従業員でも同様である。 上記2点とも、公務員の政治的中立性の問題ではなく、当該団体で律すればよい問題であり、公務員の身分に特有の事項として規制する必要性はないと考える。	C	I	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答されたい。	前回の回答と同一であり、既に意見を提出したところである。念のため、意見の要旨を再掲させていただくので、御再考されたい。 ・職務遂行への支障については、御懸念される点が選挙運動期間中か、当選後かが明確ではないが、いずれにしても、年次有給休暇等により対応可能であると考える。 ・候補者の乱立については、当選後に職を辞することを前提とされているようであるが、必ずしもそうとは限らない。また、このような問題は、民間企業の従業員でも同様である。 上記2点とも、公務員の政治的中立性の問題ではなく、当該団体で律すればよい問題であり、公務員の身分に特有の事項として規制する必要性はないと考える。	C	I	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	1029130	多治見市	総務省
0404100	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	公職選挙法第9条第2項の改正し，一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して，市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより，当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに，地域のコミュニティの醸成を図る。	永住外国人に地方参政権を認めることは，地方分権型の行政システムへの転換に対応した，新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考える。また，地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく，地域主権を確立し，人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには，同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが，本来あるべき姿であり，特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ）。			C	I				C	I		1098030	三次市	総務省
0404200	満18歳以上の市民への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	公職選挙法第9条の改正し，満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し，市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き，過疎・少子高齢化問題を抱える本市において，市政に若年世代の意思を反映する。	18歳選挙権は世界の体勢であり，日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要であり，満18歳以上の市民へ地方選挙権を付与することは，地方分権型の行政システムへの転換にも必要であると考える。 本市では，地方主権を確立するため，自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに，50年後，100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために，重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており，選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより，地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き，過疎・少子高齢問題を抱える本市において，市政に若年世代の意見を反映することで，特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	C	I	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。			C	I				C	I		1098040	三次市	総務省
0404300	専任水防団活動の公務範囲の明確化	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第6条第1項	消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。	消防団（消水兼任消防団）の公務範囲として定められている、風水害時等の自然災害における住民の避難誘導や、イベント等における警戒など地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務について、専任水防団の公務ともみなされるよう「専任水防団の公務範囲の明確化」を図る。	消防団（消水兼任消防団）は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められており、水害等の予防活動を行った場合、消防団は公務となるが、専任水防団員については明確な規定がなく、不明確である。 消防力の整備指針第38条第1項（平成12年1月消防庁告示）のように明確化されていないため、消防団と同様な公務災害が補償されず、またその審査に時間を要している。 同じ公務を遂行しながら消防団と専任水防団では、明確な基準があるかないかにおいて公務災害における補償の格差が生じることとなる。この格差を是正することにより専任水防団が安心して地域水防活動に参加でき、十分な使命を果たすことができる。	専任水防団員は、水防活動の一環として地域活動への協力などを通し地域との連携を図りながら、消防団（消水兼任消防団）と共に活動している。しかし、同じ非常勤公務員で、同じ公務を遂行しながら、消防団は、公務であることが明確化されているが、専任水防団員は、不明確であるため、不安の中で活動を行っている。岐阜市水防団員（1624人）においては、この不安を解消することが最優先課題であり、今年度8月の中部地方整備局の要望時においても大きな問題となった。 公務災害における補償等の格差が生じないようにするため、専任水防団員の活動範囲を明確化され、安心して地域活動に参加することにより、地域の総合防災力を高めることができる。 なお、第5次特区提案の最終回答において、「水防団活動の活動範囲を明確化するための基準等を平成17年度中の策定に向けて検討を行う。」との回答をいただいている。	C	—	水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、公務災害補償の対象となり得ない。水害等の予防活動を行う場合において、専任の水防団員と、消防団員との兼任の水防団員とで公務災害補償の対象となる公務の範囲に差異が生じているとは認識しておらず、特区として対応することは困難。			C	—				C			1035020	岐阜市	総務省 国土交通省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
040440	自働化コンテナターミナル荷役機械への給油制限の緩和	消防法第9条の4、第10条	指定数量以上の危険物は、許可を受けた施設以外で取り扱うことはできない。	消防法、危険物の規制に関する政令による、タンクローリから荷役機械へ直接給油できる取扱量について、コンテナターミナル施設では、制限を緩和する。	コンテナターミナルのサービス向上と運営コストの削減を図ることにより、国際競争力を持つコンテナターミナルを目指す。 軽油のタンクローリから荷役機械への給油は、消防法等により、1事業所1日指定数量（軽油の場合1000L）以上は禁止されているが、ターミナルの敷地は22haと広く、荷役機械の走行区域は限定されていることから、タンクローリから荷役機械へ給油できる量を、各走行区域1レーンあたり1日指定数量以上に緩和する。 これにより、給油作業によるターミナル全停止時間が無くなること、作業工数の削減が可能になることから、サービス向上とコストの削減につながる。	弊社は、スーパー中枢港湾名古屋港のモデルバースとして認定を受け、364日24時間オープン、物流における港湾コスト3割削減等の課題に、IT・自働荷役システムを導入し、アジア主要港並みのサービスと利用料金を目標として、港湾の国際競争に挑んでいる。 その中で、荷役機械(RTG)への給油について、指定数量1000L以上/日を超える量は、有人運転によりターミナル内の給油所まで回送し給油を行っている。そして、この給油作業の間は、車両衝突事故防止のため荷役作業を全面的に中止する。これが、コンテナ受渡し時間の制限と、コンテナ船の停泊時間の増加となり、国際競争力の一つの妨げとなっている。 そのため、ターミナルの荷役作業停止が、部分的かつ最小限で済むよう、タンクローリからRTGへの直接給油できる量の区域単位を1事業所から1走行区域への緩和を提案する。（別紙提案理由書あり）	D	－	危険物の当該荷役機械への補給については、走行区域等一定の区域を危険物を取り扱う場所と位置づけ、消防法令又は市町村条例に定める安全対策を講じ、所定の手続きを経ることにより、給油所まで回送することなく行うことは可能である。 なお、既に名古屋港内における同様の形態のターミナル施設において、実現している例があると聞いている。	コンテナターミナル施設で所要の安全策を講じるために大規模な工事を行うことが困難な場合、同等の安全性を確保していると認められる場合に最大取扱量を緩和することはできないか、再度検討し回答されたい。		D	－	消防法令又は市町村条例に定める技術基準（安全対策）については、同等以上の安全性を確保していると認められる場合には、当該技術基準を適用しないことができることとされているところである。			D			1061010	飛島コンテナ埠頭株式会社	総務省
040450	短期民泊営業における旅館業法並びに消防法の規制緩和	消防法第17条 消防法施行令 別表第一	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	短期間の民泊営業について、旅館業法施行令に定める構造設備基準と、消防法に定める消防設備条件の適用を除外する。	毎年8月第四土曜日に行われる「全国花火競技大会」のみならず地域内花火大会開催時に、市内一般民家において短期間（2日～1週間）、客一人当たり1泊5千円程度の宿泊料金による民泊営業を実施推進させ以下の効果を得たい。 1. 花火大会会場への観客流入流出時間の分散化による交通渋滞の緩和。 2. 観客の地域滞在時間の増加による経済効果増。 3. 民泊の宿泊費収入による経済効果増。 4. 大会運営への一般市民参加促進による街の活性化。	大仙市は花火大会を含め、年間を通じ全国有数の花火打ち上げを行っている。特に全国花火競技大会（大曲の花火）は通算80回を数え、一晩に70万人を集める大会となったが、交通渋滞、宿泊施設の不足により地元への経済効果は留まっている。また、花火大会時以外の時の宿泊需要は少なく新たなホテル、旅館等の進出は望めない。観客の多くは市内以外に宿泊地を求め、大会前後には交通渋滞が発生している。また、大仙市にとっても観客が当地に宿泊せず、他地域に移動してしまうので十分な経済効果を得るに至っていない。そこで、市内一般民家において短期有料の民泊を実施し、問題を解決し経済効果を得たいが、旅館業法の規制を受けると想定される。旅館業法施行令に定める構造設備基準の適用を除外し、農家民泊特区における消防法の消防設備要件省略と同様に、簡便な申請により短期一般民家宿泊を実現させたい。	B-1	Ⅳ	火災危険性の低い民宿等における消防用設備等に関する基準の特例適用については、平成18年度中に「火災発生危険性等を考慮し適用できる防火対象物に要件を課することにより、現行制度と同等の安全性が確保される場合には、現地の消防機関が柔軟に対応できるよう、その判断の際に参考となる考え方」を通知により示すこととしている。			B-1	Ⅳ				D		※民宿等のうち、一定の要件を満たすものについては、消防用設備等の設置に係る特例（消防法施行令第32条）を認めて差し支えない、との考え方を示した通知の発出により措置済みである。（平成19年1月19日付け消防予第17号消防庁予防課長通知）	1065010	花火ときめきチーム	総務省 厚生労働省
040460	市町村の行う救急業務の救急隊の編成の緩和について	消防法施行令第44条第1項及び第3項 消防法施行規則第51条 消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）第2条第10号	救急業務を行う救急隊員は消防吏員でなければならない。 また、一定の場合を除き、救急隊は有資格者（救急業務に関する講習を修了した者等）である救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。	救急業務を行う救急隊員は、消防法施行令第44条第3項において消防職員と規定されている。また一方で、緊急度の高い傷病者の搬送について消防機関以外の者が行うことについて禁止する規定はない。退職後の消防職員は、吏員としての資格を失うが、技術・知識は何も変わることがなく、応急処置に対する支障はない。また看護師についても救急講習を受けた消防吏員と同等以上の資格を有している。従って、消防吏員でなくとも同等の応急処置ができることから一定の資格を有した乗務員を含む嘱託職員による救急隊員の編成について可能とする。	消防機関及び二次医療機関から遠く搬送時間のかかるへき地を対象とした地域限定の事業で、地域内にある地元医療機関及びドクターヘリポート、また消防署の救急自動車の乗り継ぎまでの間、緊急を要する傷病者等を搬送する救急業務である。まず、地元医療機関を経由し、医師の判断により消防機関との連携、若しくはドクターヘリの要請等を行う。隊員は消防職員OB又は看護師等の嘱託職員3人で編成し24時間体制で救急搬送業務にあたる。3名編成の内2名が出動し、1名が連絡員となる。また指揮命令系統の徹底、訓練を重ねることで、嘱託職員の救急隊員でも円滑な活動を行うことができ、支障なく救急業務にあたることができるものと考える。	当該地区は、人口3千人に満たない、救急件数も3日に1回程度と少ない地域である。消防力の整備指針によれば、救急車の配置はおおむね人口3万人に1台となっているが、こうした地域においても住民の安心・安全の確保は行政の責務であるが、消防機関による救急体制を置くことは財政的に非常に大きな負担となっている。住民サービスを低下させることなく救急業務を行うために、消防法によらない体制での事業を行うことができれば、経費節減が図られ、救急要請の発生頻度に即した救急隊の配置及び本署機能の強化にもつながり、より少ない経費で最大の効果を上げることが期待できる。消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項の一に規定する救急業務に関する講習を受けた職員であり、看護師においても同等以上の資格を有している。（退職することによりその資格を失うと言うことは不合理であり、公費の無駄ともいえる。）	C	Ⅱ、Ⅲ	救急隊による救急業務や事故現場での活動は、消火活動や救助活動との密接な連携の下行われるものであり、階級制度等に基づいた適切な指揮統率が不可欠である。よって、救急隊員は消防吏員である必要があり、嘱託員を救急隊員とすることは、円滑な活動や隊員の危険の回避に支障が生じるため、認められない。 なお、消防法や消防力の整備指針に定められている救急隊の行う救急業務としてではなく、当該救急業務を補完する形で、別途救急搬送業務を行うことについては、消防法等当省が所管する法令等において禁止しているものではない。	右の提案主体からの意見について、再度検討し回答されたい。	今回の事業は、消防機関に引き継ぐまでの活動が主である。嘱託職員は市の職員と同様に、市の管理下にあり、服務規程が適用される。従って、消防機関の乗り継ぎまでは市の管理下の指揮統率となる。また、消防機関の到着と同時に消防機関の救急隊員の指示によることとなる。消防機関との連携については、これまでも市と消防機関が災害時等、共同で作業することがあり、支障は起きていない。従って今回の提案する救急隊と消防機関による救急隊との階級による指揮統率に支障が生じる場合とは具体的にどのような場合か示されたい。	C	－	消防法に基づく救急業務は、国民の生命身体を災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であるため、消防機関による一元的な指揮統率の下で、消防法等の法令等により高度な質が担保された救急隊により、ポンプ隊や救助隊とも連携した活動を行う必要がある。消防職員としての初任教育や救急隊員としての高度な教育訓練を受けず、普段からの他隊と連携した訓練や活動を経験していない市の嘱託職員では、安全かつ迅速な救急活動に支障が生じるおそれがあり、救急業務に対する市民の信頼を失墜しかねない。 なお、消防法や消防力の整備指針に定められている救急隊の行う救急業務としてではなく、当該救急業務を補完する形で、別途救急搬送業務を行うことについては、消防法等当省が所管する法令等において禁止しているものではない。	提案主体の行おうとしている業務については、貴省回答にある「救急業務を補完する業務」であると理解しているところであるが、現地消防との連携のもとで行われるこのような業務については貴省の所管外にあたると考えてよいか。また、右の提案主体からの意見も踏まえ再度検討し、回答されたい。	当市が検討中の、救急業務を補完する形での搬送業務について、貴省所管関連事項として以下をお伺いしたい。 ①119番通報を消防署で受けた後、消防署から当市搬送事業所へ連絡を頂き、消防署からの救急車が向かうまでの間に、当市の搬送用車両が先に現場に向かうことを想定している。この場合、消防署から当市搬送事業所へ協力要請を行い、搬送事業所は救急業務の補完としての搬送業務を本市の責任において実施しようとしているが、消防署が救急業務に対して負うべき責任に鑑み、この連絡・対応体制につき、問題があればご指摘いただきたい。 ②搬送用車両に搭乗予定の消防職員OB又は看護士は、救急隊員の行う応急処置を行うことは可能か。あるいは、一部のみに限定されるか。限定される場合はその範囲をお示し頂きたい。 ③搬送用車両としては実際の救急車両をそのまま使う事を考えているが、緊急自動車の指定のために無線機器の搭載・利用が求められているところ、消防又は救急無線の他人利用を認めて頂く事により、無線の利用は可能と考えているが、認識に誤りがあればご教示頂きたい。	E	－	提案主体の行おうとしている業務は、消防庁の所管である。 消防法等当省が所管する法令等においては、消防機関の救急隊の行う救急業務について、その重要性や危険性等に鑑み、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは直ちに救急隊を出動させなければならないことや、救急隊員の行うべき応急処置の基準、救急自動車に備えるべき資器材等について規定し、救急業務の質を確保しているところである。	1070010	日田市	総務省
040470	緊急自動車の指定要件の緩和	なし	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	消防機関以外の自治体の行う緊急を要する傷病者の搬送業務において使用する車両を緊急自動車として指定し、業務に利用可能とする。	道路交通法施行令第13条第1号の2では、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する緊急用自動車となっている。一方、消防機関が行う救急業務は、高度な専門知識や技術が要求されていることから、消防法で一定の資格を有する消防吏員による救急隊員3人で当ることとされている。 今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同等以上の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはなりえない。	今回の事業の実施対象地域は、救急車両でも市内中心部より約40～50km・約1時間余りかかる山間地域で、道路環境も悪く、比較的交通量は少ないものの、大型トラック等走行の際にはさらに時間を要し、救急業務は容易ではない。こうした地域からの搬送時間を短縮させるために、消防機関による出張所に替わる、市独自で行う緊急を要する傷病者等の搬送事業所を対象地区の中心部におき、24時間体制で住民の要請に基づき救急搬送車両を運行する計画である。過去、搬送時間を短縮するために住民自ら救急車を要請後、出合うところまで自家用車で患者を搬送したケースもあったが、高齢化によりそれも容易ではなくなっている。こうした事態をなくし、救命率の向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。	E	－	緊急自動車としての指定追加については、当省の所管外であるため判断はできない。 また、緊急度及び重症度の高い傷病者の医療機関への搬送を消防機関以外の者が行うことについて、これを禁止しているものではないが、消防機関においては、現場における傷病者の観察や病態管理等の高度な専門知識や技術を修得した者のみが救急業務を行う体制を整備しているところである。	右の提案主体からの意見について、再度検討し回答されたい。	現場における傷病者の観察や病態管理等の高度な専門知識や技術を修得した者であれば、消防機関以外の者が、救急業務を行うことができると解してよいか。	E	－	消防機関以外の者による傷病者の搬送を禁止する規定はないが、消防法第2条第9項に定める救急業務を行う主体は消防機関の救急隊であるので、消防機関の救急隊以外の者により行われる傷病者の搬送は救急業務とはいえない。			E			1070020	日田市	警察庁 総務省

コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案番号	提案事項管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0040480	給油取扱所での灯油用簡易タンクの設置認可	危険物の規制に関する政令第17条	給油取扱所には、固定注油設備に接続するタンクを地上に設けることはできない。	現政令で認可されていない給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油（プレミアム灯油）の試験販売を実施している。 一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一基しか埋設されておらず、灯油に関する地盤面上の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置も認められていないため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされているところ。今般、揮発油等の販売において認められている簡易タンクの設置が、給油取扱所における灯油の販売においても認められることで、複数グレードの灯油販売について本格導入の実現性が大幅に高まる。	現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、給油取扱所での揮発油、軽油に関する地盤面上の固定給油設備に接続する簡易タンクの設置は認可されているが、灯油に関する固定注油設備に接続する簡易タンクの設置は認可されていない。安全性の観点からすれば、灯油について容器詰め販売を認める一方で、簡易タンクによる販売が禁止されていることは矛盾がある。 これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害しているほか、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。	C	－	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往来、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があるとともに、近隣への災害の影響を考慮した防災上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしており、例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定給油設備用の簡易タンクを地盤面上に設置することを認めたものである。 このことから、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面上に設置することは適当でない。	給油取扱所における簡易タンクの設置について、揮発油用の給油用タンクが認められているにも関わらず、それよりも引火点が高く、安全な灯油用の注油タンク設置が認められていない理由につき、ご説明願いたい。右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	給油取扱所内の注油空地は給油空地と完全に分離され、一般的に自動車等との接触がない区域に設定されている。そのため同じ給油取扱所内でも注油空地は自動車等が稼げけする給油空地にくらべて、安全性は高い。簡易タンクについて、灯油では注油空地での設置を認めず、ガソリン等では自動車等が稼げけする給油空地への設置を認めているのは、取扱所内における交通事故等の防災上の観点から矛盾がある。さらに灯油の容器詰め販売については、取扱いの点で簡易タンクによる販売より危険であるが、これを認める一方で、簡易タンクによる販売が禁止されていることも矛盾がある。 この2点の矛盾について考え方を明確にしていただきたい。	C	－	給油取扱所は、市街地等の道路に隣接して設置される危険物施設であるため、防災上の観点から、地上にタンクを保有することは原則として禁止されており、給油用の簡易タンクの設置が認められるのも、あくまで、地域・数量が限定された極めて例外的なケースである。 このことから、給油に併せて行う注油（容器詰替え等）のための簡易タンクを地上に設置することは認められない。 なお、給油取扱所における容器による灯油等の販売は、安全上の観点から、その場所・数量等が制限されているところである。	貴省の回答にある「極めて例外的なケース」というのは、どのような場合かお示し頂きたい。 また、揮発油用のタンクが容認されている一方、灯油用のタンクが排除されるべき理由については、前回も明確な回答がなされていないため、再度ご説明頂きたい。 右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。	96年以降の給油取扱所向け簡易タンク出荷台数は250台程度と推定され、簡易タンクでのガソリン販売が「極めて限定的」ではなくなっている状況下で、灯油の簡易タンクが認められていないという矛盾点に関し、明確な考え方をお示しいただきたい。政府の新国家エネルギー戦略に基づき燃料の多様化が求められる中、弊社では工ネ等にも資する高付加価値灯油販売を検討しており、こうした新燃料導入段階での簡易タンクによる販売は地下タンクによる本格販売実現にいたる過程において重要である。また、簡易タンクの設置に当たっては、追加的安全策を講じる等何らかの代替措置との組合せによる認可もできないかについて、切にご検討いただきたい。	C	－	給油取扱所は、自動車等への給油を本質的な業務とする取扱所であり、給油取扱所における容器の詰替えは、あくまで、本質的な取扱形態である給油に併せて行う付加的な取扱いであることから、その付加的な取扱いに伴う火災危険の増大を極力防止するため、容器の詰替え等のためのタンクについては、地上設置を禁止しているものである。 なお、給油用の簡易タンクが設置できるのも、防火地域・準防火地域以外の地域に限られ、数量的にも容量600リットル以下のタンクを1基様ごとに1個・合計3個（計1,800リットル）までと制限された極めて例外的なケースであり、御指摘のデータの詳細は承知していないが、いずれにしても、平成8～17年度における給油等の用途の計量機の設置数は約9万と推定されることや、同期間における給油取扱所の新設数が1万以上あり、変更施設数約10万の中にもタンクや計量機の変更が含まれていることを考慮すれば、簡易タンクが設置されている給油取扱所は、全体のごく一部に過ぎない。 また、新たな技術・素材の活用は、十分な安全性が担保されなければ、中長期的には逆に巻及にマイナスになるおそれがある。この点を踏まえれば、御提案の新燃料の導入についても、現行と同等の安全性を担保した上で進められるべきものであり、危険性の増大につながる特例の導入は認められない。 なお、御提案のエン灯油については、一般の石油ストーブに使用できないなど、通常の灯油と違いがあると聞いており、一般家庭において、通常の灯油との混入等による事故の発生のおそれが払拭されていないため、そのような観点からも、特例の導入は認められない。	1096010	昭和シェル石油株式会社	総務省
0040490	防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置認可	危険物の規制に関する政令第17条	防火地域及び準防火地域の給油取扱所には、地上にタンクを設けることはできない。	現政令で認可されていない防火・準防火地域の給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油（プレミアム灯油）の試験販売を実施している。 一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一基しか埋設されておらず、灯油に関する地盤面上の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置も認められていないため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされているところ。今般、本製品の需要が多い、防火・準防火地域の給油取扱所において灯油用の簡易タンクの設置が認められることで、複数グレードの灯油販売について本格導入の実現性が大幅に高まる。	現政令では認められていない都市計画法の防火・準防火地域における地盤面上の固定給油設備または固定注油設備に接続する簡易タンクの設置について、給油取扱所においては認められていない。これらに比べて安全基準に劣るとは言えない給油取扱所において簡易タンクの設置を禁止する当該規制は合理性を欠いている。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害している。また、現在余儀なくされている複数グレード灯油の容器詰め販売は、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。	C	－	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往来、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があるとともに、近隣への災害の影響を考慮した防災上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしており、例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定給油設備用の簡易タンクを地盤面上に設置することを認めたものである。 このことから、防火地域及び準防火地域の給油取扱所に、簡易タンクを地盤面上に設置することは適当でない。 なお、一般取扱所は保安距離、保有空地等、給油取扱所には適用されない規制が設けられていること、少量危険物取扱所は取り扱う危険物の量が少ないことから、それらの施設と給油取扱所を単純に比較することは適当でない。	防火・準防火地域においても給油取扱所はしかるべき安全措置を講じていると考えるが、その中でガソリンよりもリスクの少ない灯油用の簡易タンクに限って認めることができないか。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	給油取扱所は、給油および注油空地等一般取扱所に適用されている規制に代替される規制が設けられており、安全は担保されている。さらに給油取扱所内の注油空地は給油空地と完全分離され、一般的に自動車等との接触がない区域に設定されているため、給油空地に比較して安全性は高い。一般取扱所からびに少量危険物取扱所では防火・準防火地域においても簡易タンクの設置を認める一方で代替規制が適用されている給油取扱所では認めない根拠等を明確にしていただきたい。	C	－	給油取扱所は、市街地等の道路に隣接して設置される危険物施設であるため、防災上の観点から、地上にタンクを保有することは原則として禁止されており、給油用の簡易タンクの設置が認められるのも、あくまで、地域・数量が限定された極めて例外的なケースである。 このことから、防火・準防火地域において簡易タンクを地上に設けることは認められない。 なお、給油取扱所においては、一般取扱所における保有空地・保安距離等の安全対策に相当するものとして、タンクの地下設置、防火塀の設置等の基準が設けられているところであり、また、危険物の保有・取扱量が小規模である少量危険物の施設と異なり、給油取扱所は指定数量の危険物を取り扱う大規模な施設である。	右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。	燃料の多様化が進む等時代のニーズは変化しており、ガソリンの簡易タンクによる災害事例がないことも踏まえれば、防火・準防火地域にかかわらず、まずは、灯油について、給油取扱所における簡易タンクの設置を認めるべきではないか。また、一般取扱所において講じられているような保安距離、保有空地等の基準を満たすなど、適切な代替措置を講じることによって、防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置は認められないかについて、ご検討いただきたい。	C	－	そもそも防火地域・準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定められている地域であり、給油取扱所における地上へのタンク設置は、火災の発生危険性を大きく増大させることから、防火地域・準防火地域の趣旨からも認められない。	1096020	昭和シェル石油株式会社	総務省
0040500	火薬類取締法における第25条（消費）事項の規制緩和	なし	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区内のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	E	－	火薬類取締法における第25条（消費）事項の規制緩和については、当省の所管外であるため判断はできない。			E	－				E			1065030	花火ときめきチーム	総務省 経済産業省
0040510	公共業務用無線局の開設の根本基準の条件緩和	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令）第3条（3）ア別表2	自動車運送事業用を目的とした無線局を開設する場合は、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。	公共業務用無線局の免許を取得して稼動している盛岡市のバスロケーションシステムで有料広告情報を流して当該システムの維持管理経費に充当し、市内のバス利用促進対策を充実させたい。しかし、現行法（電波法）では、放送業以外の業種に対して電波を活用した広告情報を流すことができないため、当該免許でも行なえるよう規制緩和を提案するもの。	盛岡市は慢性的な交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、これまで国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、（社）岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステム（盛岡市周辺で稼動）を活用して有料の広告情報を流し、当該システムの維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受け、これまで（社）岩手県バス協会と連携してバス利用促進事業を実施してきた。また、本年度は「盛岡市総合交通計画」を策定中で、マイカーからバス等の公共交通への転換を明確にし、バス利用促進策を更に充実・強化させる予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、路線廃止などによるバス空白地帯の拡大が懸念されているため、財務基盤の脆弱な（社）岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムの維持管理費の負担軽減を目的に広告情報を流そうとするものであるが、現行法では公共業務用無線局の免許で広告情報を流すことができない。なお、対象地域は盛岡市周辺部で、対象者は（社）岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は当該システムの維持管理費に充当されることから、電波の公共性に反しない内容と考える。（別様あり）			D		電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令）第3条（3）ア別表2における「免許の主体及び開設の理由」は、あくまで主たる目的を審査するものであり、免許人である（社）岩手県バス協会が引き続き無線局の運用主体であって、広告情報を流すことが当該事業の範疇であり、広告による収入が公益法人の事業の範疇であれば、現在の通信事項である一般乗合旅客自動車の運行に関する事項で対応可能です。 ただし、主たる通信事項を一般乗合旅客の安全運行に関する事項としていることから公共業務用無線局として免許しているものであり、広告情報が主たる通信事項を圧迫するような運用は認められません。			D				1034010	盛岡市	総務省
0040520	非常事態において重要回線が使用できる民間避難所の範囲拡大	電気通信事業法第8条、電気通信事業法施行規則第5条、56条及びそれに基づく総務大臣告示	電気通信事業法 （重要通信の確保） 第八条　電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。	現行法で規定されている非常事態下で優先的に通信できる電話回線の敷設可能な施設について、一定の要件を満たしている場合には、当該施設での使用を可能とする。	大規模災害時における避難所の通信機能の確保し、円滑な避難所運営を目指す。 具体的には、市は災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で、予定避難所を指定している。 福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、大規模避難所の設置について、当該計画の中で、13施設を位置づけることを予定している。そのうち、法により災害時優先電話回線が認められていない民間施設1か所(JRA　小倉競馬場)について、使用を可能とすることで、大規模災害時における多様な通信機能を確保し、多量の避難者への対応の円滑化が図れる。	提案理由： 西日本電信電話株式会社では、災害時等非常事態において、通信を優先的に取扱う電話回線は、電気通信事業法により規定された施設に限られるとしている。 今回、本市では、大規模災害時に多量の避難者を収容するため、大規模避難所に市内の13施設を指定する予定であるが、うち12の施設は、同法では災害時優先電話の使用が可能となる。 13施設はいずれも災害時に避難所としての同様の機能を担い、公共の利益の用に供する施設であることから、通信手段である災害時優先電話の使用も同様に可能とされたい。 代替措置： 市の付属機関である北九州市防災会議において、大規模避難所として地域防災計画で規定することが認られた場合、その施設の公共性が担保されると考える。			D	－	法令では、電気通信事業者が、優先的に通信を取り扱わなければならない場合を「通信の内容」と「通信を行う機関」を条件として定めているものであり「場所」を条件とするものではない。 提案内容にある、「地方公共団体が災害発生時に避難者救護など避難所運営のために行われる通信」は、法令で定められている「「火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項」を通信の内容として、「予防、救援、復旧等に直接関係がある機関相互間」の機関において行われる通信」に該当するものであり、現行制度で対応可能と考えられる。			D				1037050	北九州市	総務省

コード	具体的事業を実現するための必要な措置（事項名）	関係法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
040531	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2章第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条　第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。 電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	実績のある救急医療機関と救急隊等との特定周波数での交信の免許の緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による交信が不可欠であるが、現状ではソフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に関係する者が無線を使用しやすくする環境を整備する事により、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為（気管内挿管、薬剤投与、点滴等）があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多く携帯電話の不感地帯がかなりあり、心肺停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経験から、現場の場所や刻々と変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との交信は必要である。	C	－	・救急無線による救急隊と医療機関の交信 「救急業務用無線局」(以下「救急無線」という。)は、消防法第2条第9項に定める救急業務を行う消防吏員によって構成する救急隊（以下「救急隊」という。）と、消防本部等の通信指令管制台（以下「指令台」という。）との相互の連絡通信を確保することで、消防組織における救急業務活動の指揮と任務の円滑な遂行を図るために、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)第24条の規定に基づき整備している消防用無線と一体的に運用される通信系（以下「消防救急無線」という。）の無線局です。 　ご提案のように、救急隊と医療機関との間に新たに救急無線を整備すると、①消防救急無線に消防機関の指揮命令下にない者が加入すること、②救急無線の周波数の割当には限りがあり、新たに周波数を割り当てることは困難であること、③既存の周波数を用いるとすると、医療機関と救急隊との通信中は指令台と救急隊との通信が不可能になることなどから、指令台と救急隊の連絡通信に支障が生じ、ひいては救急業務の遂行に支障が生じる可能性があります。他方、消防機関に所属する救急車に配備されている救急無線によって指令台との通信が可能な場合には、指令台を経由して電話回線を介することで医療機関との通信を行うことは可能であり、携帯電話の不感地域であっても救急隊と医療機関との間の通信は確保されています。以上のことから、救急隊と医療機関との間に新たに救急無線を整備する必要性は認められません。	携帯電話のエリア外において、医療機関が救急隊に指示を出す際に指令台を経由していると、医師の指示内容がうまく伝わらない時に、再度連絡を行う必要が生じ、急を要する救命活動に支障を及ぼす。 貴省回答①について、医師が消防の指揮命令下に無いことが具体的にどのような悪影響を及ぼす可能性があるとお考えか具体的に示されたい。また、地域の特性や緊急出動の頻度を勘案し、認めることができないか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答①では無線交信時には消防機関の指揮下で行動する規定を設ければよいかと存じます。回答②、③に関しては現在の周波を用いるとして、実際の特定行為の救命指示は、現在の頻度では多くて週に1回程度であり、又1回の交信時間は30秒程度と思われ、救急業務に支障を及ぼすこともなく、消防機関の指令台を経由して指示受けする方が時間を要し、医療機関側からの問い合わせを指令台を介して行っていればそこに数分間の交信が必要となり、支障を及ぼす可能性が高い。また、前述知く数分間の時間が遅れのため、救命率が低下することが危惧されます。現場で働く地元の救急救命士と相談しておりますが、彼らも無線での指示を希望しております。	D	消防救急無線の通信系に、指令台の指揮命令下にない運用者が加わることは、無線通信の輻輳や、指令台からの一元的な指揮に基づいた救急活動・災害対応に混乱が生じる懸念があります。しかしながら、こうした懸念を考慮してもなお、消防の救急隊と医療機関に駐在の医師とによる直接通話確保の必要性が地域の消防本部において認識されるのであれば、次の方法により対応することで実現可能です。 なお、週に1回30秒程度の交信を行うために医師自らが無線局の免許を受けて開設し、整備することは、維持管理の手間や費用面から考えて非現実的です。 (1)「他人使用」の規定に基づく対応（電波法施行規則第5条の2、平成7年郵政省告示第183号） 無線局の免許人（消防救急無線の場合は市町村）による適切な監督、免許人との契約関係、無線局運用証明書の携帯等の要件を備えた場合、免許人以外の者による無線局の運用が可能です。この場合には、消防本部において免許を受けた救急業務用の無線機を医療機関に配備し、医療機関に駐在する医師が救急業務用無線を使用して救急隊と交信します。 こうした事例で医師が無線設備を操作する場合は、消防本部の指令台に設置された無線局（基地局）の無線従事者の管理の下で運用されているものとして扱われますので、医師は無線従事者の資格なしに無線設備を操作して交信することができます。（電波法施行規則第33条第4号及び第7号） (2) 有・無線接続による対応 救急隊と指令台との間の救急無線を、指令台において一般の電話回線に電気的に接続することで、救急隊の無線と医療機関に駐在する医師の一般の電話や携帯電話との間で直接に通信を行うことが可能です。救急業務用無線は、こうした有・無線接続を考慮したシステム構成となっています。ただし、電話回線と接続して使用している間は、その救急業務用無線の回線は、他の通信を取り扱えない状態となるので、その地域における救急出場の頻度や救急業務用無線の使用状況、携帯電話など他の手段による方法とのバランスを考え合わせて接続実施の可否を判断する必要があります。 なお、消防救急無線の通信エリアとされている地域内であっても、無線通信の特性上、消防本部の基地局と移動する救急車との間に電波の伝搬を遮るような地形の悪条件（がけ下や山の陰など）がある場合には、消防救急無線でも不感となる場所が生じる可能性はあります。 通常の携帯電話と消防救急無線との双方が不感の場合に備えて、衛星携帯電話の救急車への配備を検討することも一方策かと考えられますが、地域の救急業務の円滑な遂行のための個別具体的な措置内容については、各市町村長から任命された消防長の下に組織される各消防本部において、地域の実情に応じた取扱いを検討し、実施することとなりますので、地域の消防本部とよくご相談いただくとともに、今後とも、消防救急業務への積極的なご提言、ご協力をお願いいたします。			D			1089010	個人	総務省
040532	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2章第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条　第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。 電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	医療機関の無線局の設置基準の要件緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による交信が不可欠であるが、現状ではソフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に関係する者が無線を使用しやすくする環境を整備する事により、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為（気管内挿管、薬剤投与、点滴等）があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多く携帯電話の不感地帯がかなりあり、心肺停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経験から、現場の場所や刻々と変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との交信は必要である。	D	－	・医療機関への無線局の免許 消防組織でない民間の医療機関とその医療機関が患者を搬送等するために所有する車両（以下「病院救急車」という。）との連絡のために無線局の開設を必要とする場合には、「医療・福祉用」を目的とする無線局として、病院等の施設に設置する基地局及び車両に設置する陸上移動局を、現行の電波法制度の下で免許しており、所定の免許申請手続きを経ることで使用が可能です。 現に、相当数の医療法人、社会福祉法人、医師会などが免許を受けて無線局を運用しており、病院と病院救急車等、福祉施設とデイサービスカーとの連絡などに活用されています。	提案主体の求めているのは、上記に関連して医療機関が消防用の無線免許を取得することである。 右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	医療機関とその医療機関の車両との交信は救命率に関係する部分が少なく、これを希望しているわけではありません。救急隊と医療機関の交信を行う場合に、無線局の設置を既存の特定の周波数（消防専用）のみに限定した免許の交付を望んでいるのです。また、これに関しては、消防職員は消防学校入学時に講習を受け、試験に合格しておりますので、既存の特定の周波数に限定した免許を例えば医療機関の職員が消防署に講習と試験を受け合格したら、交付する等が出来ないでしょうか。	－	－	上記040531に同じ			－			1089010	個人	総務省
040533	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2章第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条　第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。 電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	救急医療に従事する者の無線免許取得要件の緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による交信が不可欠であるが、現状ではソフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に関係する者が無線を使用しやすくする環境を整備する事により、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為（気管内挿管、薬剤投与、点滴等）があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多く携帯電話の不感地帯がかなりあり、心肺停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経験から、現場の場所や刻々と変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との交信は必要である。	E	－	・医療従事者の無線従事者免許取得要件緩和 　無線局の無線設備の操作は、その規模などの区分に応じて、無線に関する専門的な知識・技能を有し国家資格を所持した者（以下「無線従事者」という。）でなければ、原則として行うことができません。 　混信のない良好な無線通信は、一定の地域における独占的な周波数の使用を必要とするという無線通信の特性上、他の無線局の通信に妨害を及ぼすようなことが起きないよう、無線従事者によって適切に無線局が管理される必要があるので、ご理解いただきたい。 　しかしながら、上記2の場合において、基地局の無線従事者に管理される陸上移動局（病院救急車側）の無線設備の操作については、簡易な操作とされており、資格は不要となります。 　したがって、病院救急車側の無線設備は無資格で操作することが可能です。具体的に無線局を開設する際には、所轄の九州総合通信局にご相談願います。	提案主体の求めているのは、上記に関連して医療機関の従事者が消防用の無線免許を取得することである。 右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	救急隊と医療機関の交信を行う場合に、医療機関の従事者（主として医師）が既存の特定の周波数（消防専用）のみに限定した免許の交付を望んでいるのです。また、これに関しては、消防職員は消防学校入学時に講習を受け、試験に合格しておりますので、既存の特定の周波数に限定した免許を例えば医療機関の職員が消防署に講習と試験を受け合格したら、交付する等が出来ないでしょうか。	－	－	上記040531に同じ			－			1089010	個人	総務省

コード	具体的事業を実現するための措置に必要な措置（事項名）	管理	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0405400	コミュニティFM放送局の出力緩和		放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第1総則10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。大地震（例　中越地震）の際、被災者が一番助かったのはラジオ放送、とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併の進んだ現在では、同一市内を網羅できないケースもあり、また、地形によっては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。	コミュニティFMの出力を（現行20W）を50W程度まで認める	災害に強いコミュニティを目指すのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。	C		コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限（20W）が定められ、放送区域が一の市町村（特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区）の一部の区域に限定される一方で、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き（先願主義）で開局を可能としているものである。 また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。			C				C		1109110	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省
0405500	国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築（国際防災協力特区）		災害対策基本法第8条第2項第8号第9号 同法第51条 同法第56条 同法第57条 同法第79条	地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項、台風に対する人為的誘節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項等の実施に努めなければならない。	地域防災計画に、国外の地方公共団体等からの防災気象情報を収集することを規定し、充実した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に進めるため、与那国町で収集した防災気象情報を伝達することを併せて規定する。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めを締結し、東シナ海で発生する可能性がある地震や津波その他の大規模災害に対処するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	D	－	市町村長が電気通信設備を優先的に利用し、有線電気通信設備若しくは無線設備の使用し、又は放送を行わせる際には、緊急を要すること、通信のため特別の必要があること等の要件が必要である。「具体的事業の実施内容」にある「この場合」の内容が不明確であるが、災害対策基本法は、国際的協力関係の中で収集した情報を緊急性又は特別の必要性から、電気通信事業法等の通信網を優先的に活用することを妨げていない。 なお、提案者の要望は、災害対策基本法に基づく電気通信設備の優先利用であり、電気通信事業法第8条、同施行規則第56条の規定根拠法令等としての関連性がないものと考えられる。	右の提案主体からの意見について、回答されたい。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 ①大規模災害に対処するための平常時の防災体制強化と災害時の迅速な対応を目的とする国外地方公共団体との防災気象情報共有体制の構築にあたっての「電気通信事業法」等の通信網の優先的活用について。 ②防災気象情報共有体制の構築等に必要な研修・訓練等にあたっての電気通信設備・回線などの使用に限わる関係機関とのアレンジ（事前調整等）について。 ③「電気通信事業法」第8条、同施行規則第56条の規定根拠法令等との関連性及び提案実施に際して留意すべき事項など。 ④「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	E	－	①②災害対策基本法第57条では、本法第55条及び第56条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、かつ特別な必要があるとき、電気通信事業者等にその通信網等の優先的利用を求めることができる、と規定したものである。また、本法施行令第22条に定めるところにより、あらかじめ電気通信役務を提供する者等と協議して定めた手続により、これを行わなければならない、としている。 　国際的協力関係の中で収集した情報を緊急性かつ特別の必要性から、事前の協議に基づいて定めた手続によって、電気通信事業者等に優先的利用を求めることは災害対策基本法の規定にかかわらず対応可能であると思料する。 ③について 【電気通信事業法との関連性】 災害対策基本法第57条及び第79条と電気通信事業法第8条及び同法施行規則第56条との間に直接的な関連性はない。 【留意すべき事項】 電気通信事業法においては、電気通信事業者が非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救援等に必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならないことを定めている。ここでいう「優先的に取り扱う」とは、具体的には、電話では他から発信された通信を制限することにより、他に優先して回線を設定することや、専用線が一部損壊した場合において他に優先して回線を設定すること等をいうものである。		本提案は、姉妹都市関係にある台湾花蓮市等の国外地方公共団体との防災気象情報共有体制の構築を図ることにより、発生し得る大規模災害に対処するための防災体制強化と災害時の迅速な対応を図ることを趣旨とし、先の意見書では、災害対策基本法に基づく電気通信設備の優先利用の要件等について貴当局の見解を求めた。 これに関して、「国際的協力関係の中で収集した情報を緊急性かつ特別の必要性から、事前の協議に基づいて定めた手続によって、電気通信事業者等に優先的利用を求めることは災害対策基本法の規定にかかわらず対応可能であると思料する。」との見解を確認できたことは有意義と認識する。よって、本町としては、施行令に基づく電気通信網の使用について貴省を含む関係府省ならびに事業者と事前の調整を行い、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたいと考える。	E		1113010	与那国町	総務省 内閣府